

平成22年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年9月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成22年9月21日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成22年9月21日 午後2時41分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	筒井 保
	副市長	中島 庸二	産業建設課長	松尾 龍則
	教育長	杉崎 士郎	学校教育課長	福田 義紀
	会計管理者	田中 明	社会教育課長	
	嬉野総合支所長	坂本 健二	総務課長(支所)	永江 邦弘
	総務部長	大森 紹正	市民税務課長(支所)	小野 彰一
	企画部長	中島 文二郎	新幹線整備課長	須賀 照基
	健康福祉部長	石橋 勇市	観光商工課長	三根 清和
	産業建設部長	一ノ瀬 真	健康福祉課長	
	教育部長	宮崎 和則	農林課長	松尾 保幸
	財政課長	徳永 賢治	建設課長	中尾 嘉伸
	総務課長(本庁)	中島 直宏	環境下水道課長	池田 博幸
	市民税務課長(本庁)		農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	水道課長	一ノ瀬 良昭
	地域づくり課長	山口 久義	選挙管理委員長	
	福祉課長・こども課長兼務	江口 常雄		
	本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎	

平成22年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成22年9月21日（火）

本会議第5日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第53号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
 - 議案第54号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第55号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第56号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
 - 議案第57号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）
 - 議案第58号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第59号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第60号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第61号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第62号 平成22年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議案第72号 嬉野市国民健康保険への損害賠償を求める訴えの提起について
 - 議案第73号 嬉野市固定資産評価員の選任について

午前10時 開議

○議長（太田重喜君）

おはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえておいてください。

日程第1．議案質疑を行います。

それでは、議案第53号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

まず、議案書1ページから8ページまでについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案書8ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書、9ページから19ページまで、歳入予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

ちょっと確認だけしておきたいと思いますが、今回、17ページですけれども、財調金繰り入れが179,338千円の減額になって、これは普通交付税の増額に伴いということでの説明があっておりました。今後についてもこのような形で普通交付税等の増額ということが来た場合については、財調の基金の減額ということではいかれるのか、それとあわせて、臨財が19ページにありますけれども、臨財についてもそうなんですけど、特に臨財については減額されておりますが、この臨財についても私は毎回申し上げているわけですけれども、このような措置というものについて今後どのようにお考えになっておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず17ページの財政調整基金繰入金減額の179,000千円ということでございますけれども、これは議員おっしゃるとおり、地方交付税が確定したものによります。この180,000千円の減額につきましては、6月補正の際に財源として190,188千円を活用いたしましたところで。そういうことで、今回の地方交付税の確定に伴いまして、9月補正の財源を減額いたしまし

た179,000千円の戻し入れをいたしたところです。当然9月補正、あるいは12月補正でまた新たな事業等が発生した場合、活用させていただくようになるかと思えます。今のところ、9月までにおきましては財政調整基金に繰り出した分を戻し入れることができたということで考えております。

次、19ページの臨時財政対策債でございますけれども、これにつきましては、当初国が示す伸び率から嬉野市の臨時債の予算ということで予定をしておりましたが、確定したところが70,000千円の減額ということになりまして、臨時財政対策債、これは借金になりますが、これが借りの分は減額になりましたけれども、地方交付税がその分若干伸びておるということで、市にとっては非常にありがたいことになっておるところです。臨時財政対策債というのも地方交付税の一種というふうに言われております。それで国から枠が配分されますが、この枠については最大限活用をさせていただく方向で考えておるところです。当然、借金しないで事業がスムーズにいけばよろしいんですが、どうしても必要な事業、緊急な事業には取り組む必要があります。そういう事業の財源として、この臨時財政対策債については今後も活用を図っていききたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今財政課長がおっしゃった、臨財については裏交付税ということでの答弁をされましたよね。確かに、その理屈は私も十分理解をしているわけなんですけれども、結局、財政課長がさっきから何回も言われるように、あくまでも借金なんですよ。私がいつも言っているように、その分を交付税措置すると言っているけれども、交付税そのものが毎年毎年減額になってきているわけでしょう。だから、そのことを私はいつも言っているんですよ。裏財源といってもね、全体のパイが減る中で、果たして本当に臨財に対してどれくらい補てんがされているのかということが、あなた方もおわかりにならないでしょう。ある程度、数字は示されると思うんですけれども。

だから、活用していきたいとおっしゃったけれども、私はそのことで毎回申し上げているわけなんです。だから、十二分に、県なんかも臨財を使いなさいと、交付税ないから使いなさいと恐らく指導をしていると思うんですけれども、あくまでも、この臨財については裏交付税といえるか、借金という認識を十二分に持って私はしていただきたいということだけ要望をしておきます。それだけです。答弁は要りません。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入予算全部について質疑を終わります。

次に、事項別明細書、歳出20ページから、第1款、議会費から29ページ、第4款、衛生費までについて質疑を行います。質疑ありませんか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

21ページの財政管理費、この中で事業仕分けということで、今回旅費と委託料を計上されております。事業の説明書の2ページを読ませていただくと、内容についてはおおむね理解はできるものの、これは3月、あるいは6月に一般質問等もあって、市長が次年度からやっていきたいというふうな旨をおっしゃっておられたわけですがけれども、この事業仕分け、国のほうでやられておりますけれども、私ども地方の市や町の財政内容とは若干違うと思うんですよね。というのは、あくまでも嬉野市における事業の中身というのは、そのほとんどが国や県からの補助金を活用した事業をやられているわけですよ。福祉にしても、教育にしても、あるいは建設分野にしても、特に農林なんかほとんどが補助金でやっているわけですよ。そういう中で、この事業仕分けということで今回計上された理由がよくわからないと。

私は、全国の市議会の中でも嬉野市議会ほど内容について真摯に中身を吟味し、そして、この議場の場において常にいろんな意見を申し上げている議会はないと自負しているわけですよ。ここに議長を含め18名の議員がおりますけれども、私は、この18名の議員は全国の議員さんに比べて優秀な方ばかりだと思います。そういう中で、あくまでもこういうふうな中身を見ますと、1点は、私ども議会をちょっと軽視されているんじゃないかなと、私はそのように思うわけですよ。市長初め、執行部として、そのあたりの議会とのこの事業仕分けの関係をまず第1点お聞きをしたい。

2点目が、さっき言いましたように、ほとんどが国や県からの補助金で事業を行っている現状の中で、どういう中身について事業仕分けをされるおつもりなのか、まずその2点についてお聞かせください。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

来年度、実施計画をしております事業仕分けでございます。この事業仕分けというのは、この仕分けの判断が生まれて、これが最終判断ということではございません。そこを若干勘違いしやすいところがございますが、事業仕分けで廃止とか出たから、では廃止になるかというのではなく、毎年予算については執行部のほうから上程をさせていただいております。その上程をする際に、市執行部としてこういう事業を上程していいのかというのを判断いただくものでございます。それで、その仕分けの中で、これは継続すべき、あるいは廃止してもいいんじゃないかと、いろいろな御意見が出るかと思っております。それをもとにして新年度の

予算を組むようになります。その後、議会に上程をいたしまして、最終的には議会議員さんの判断のもとにその予算については判断をしていただくということになります。

ですから、議員おっしゃいます議会を軽視しているんじゃないかと、議会に対しておかしくない予算案を上程するためのものがございます。その辺、最終判断ではないということでも申し上げましたが、そこら辺を御理解いただきたいと思います。

それから、2番目の、ではどういう事業を仕分けに出すのかということでもございますけれども、確かに、国、県の補助事業が主になっております。そういう中で、従来、国、県の事業に取り組んできたわけですが、例えば、国、県の事業であっても、本当に嬉野市として取り組むべきなのかという事業、あるいは市の単独事業になります。主には市の単独事業ですね。いろいろな単独事業を上程させていただいておりますが、その中で、果たしてふさわしいものなのか、継続すべき予算なのか、その辺を判断していくものでありまして、そういうことで事業仕分けを実施させていただくわけですが、我々執行部が試される業務というふうになるかと考えております。議員さん方じゃなくて、我々執行部が、果たして嬉野のためになる将来性のある事業を議会に対して上程できるかというのが試される仕分けということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

中身については、おおむね御説明をいただいたわけなんですけれども、それなら、今までの予算計上のあり方そのものに問題があったのではないかなという気がしてならないわけですよね。今の財政課長のこの仕分け、我々議会に対する上程方法について、上程すべきかどうかというふうなことでおっしゃいましたけれども、中身についてですよ、そのあたりを審査していただきたいというふうにおっしゃったわけなんですけれども、それなら、今予算計上をシーリングの中でやっておられますよね、枠組みの中で。それなら、それを逆にオープンにして、そこで嬉野市の予算がどのような内容で、どのような形の中で組まれているのかということをお市の皆さんに見ていただくことだけでもいいんじゃないですかね、やり方としては。要は、ミスとはまでは言いません。でも、ある程度重要な情報等があるわけで、執行部の中でこういう予算の中はどうだこうだということで予算が積み上げられていって、シーリング枠の中でおさめられているわけなんですけれども、そのあたりをもっと、ある程度の過程が過ぎた後の最終的なところの決定をされる、その時期にオープンにされれば、わざわざ第三者的な事業仕分けは必要ないんじゃないかなという気がします。

3点目の事業内容について、この辺については主に市の単独事業ということでお伺いをいたしました。今回、先週月曜日から金曜日まで5日間、21年度の決算委員会をやらせていた

だいています。最終日に決算委員会の委員長から御報告があると思いますが、一般会計については、この事業については廃止すべきであるとか、あるいは検討すべきであるとかということで今回ものっております。決算委員会で何度となく執行部に対して、これはこうこうこうすべきだということではいろんな助言があったにもかかわらず、執行部についてはそれについて協議をされたかわかりませんが、実際としては全然その効果は見ておりません。本来であれば、決算委員会の委員長報告に基づいた、ある程度執行部の考え方、あるいは動きがあれば、このあたりの事業の内容についてはもっと精査されているものと私は理解をするつもりです。それから、市単独事業だけではなくて、もう1点、大きな問題としてあるのが、嬉野市にあるいろんな団体に対する補助金の団体の監査、あるいはその点の内容審査、この点がまだまだ不十分じゃないんでしょうか。

以前、ある団体にちょっと問題があって、いろんな議論があったときに、そういう大きな金額を出している団体に対しては公認会計士を義務づけるようなことをしなさいよと、内部監査だけではなくて、やっぱり第三者の公認会計士、あるいは税理士の中立なる立場の監査を入れなさいということで、以前もそういう問題があったときに申し上げた経緯があります。そういうことをしない限り補助金を出す必要はないというふうなことも本会議で申し上げた経緯があります。そういうことを実際やられているのでしょうか。そして、いろんな補助金に対して、その効果というものを市執行部は内容をちゃんと精査されているんでしょうか。私も議会のほうには、補助金を受けていらっしゃる団体の中身については、決算の書類は要求をすればいただけます。しかし、21年度の決算においても補助金を出した団体に対する精査の中身については、資料さえいただいております。そのあたりを改善されることがまず第一目じゃないんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、事業仕分けの方法、あるいはシーリングを広く開示する方法があるんじゃないかということで御意見いただいたところでございます。確かに、シーリングを今現在やっておりますが、それを開示する方法はございます。シーリングの場合、ある程度の専任された方がいろいろ御意見、御検討いただくわけですが、事業仕分けの場合、市民以外の方、外の目から見ていただくという部分がございます。もちろん市が募集する委員さんもいらっしゃいますが、外部の方、嬉野市外ですね、よその目から見た場合の意見をいただける。それと、それを一般市民の方に公開をいたしまして、内部的な意見はどうか、あるいは外の目から見た意見というのはどういうものなのかというのを見ていただくというのも一つの方法じゃないかということで、事業仕分けの方法を採用しております。確かに、シーリングの開示の方法

もでございます。まずは、私たちどうしても行政におりますと、それにどっぷりつかってしまっていて考え方が発展性のない部分もかいま見れる部分もあるかと思えます。そういう中で広い目で見てくださいまして、事業に対する御意見等を賜りまして、今後の嬉野市行政に生かしていきたいというふうに考えておるところで、この取り組みの実施を提案させていただいておるところです。

次は、事業の内容につきまして、決算でも議会のほうからいろいろ御指摘、御意見をいただいております。それにつきましては、当然所管課を含めまして、研究、検討はしております。改善された部分もございますが、まだそこまでいっていない部分も確かにございます。それと、補助金についても監査すべきじゃないかということでございました。その中で、公認会計士等も参入いただいて、その中身を見ていただく。確かに公認会計士、専門的分野から見た補助金のあり方というものもすごく効果があるかと思えます。今現在、監査委員さんのほうで一生懸命深く監査をしていただいております。そういうことで、監査委員さんの十分な監査結果を踏まえまして、今のところは監査指導に基づきまして、いろいろ改善の方向に努力をいたしております。

それともう1つ、補助金を交付した場合の効果は精査が行われているかということでございます。これにつきましても、交付をした所管課におきまして事業効果等の調査は行っております。これも十分調査できておる事業、あるいはどうしても不十分なところも出てくるかもわかりませんが、厳しく監査をして適正な支出になっておるかというのを吟味しております。ごさしまして、まだまだ研究の余地が十分あるかというふうには思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。そしたら、事業仕分けについて今後どういうふうにされていくかは、推移を見ていきたいとは思いますが、今申し上げましたシーリングの中をオープンに開示するようなこと、あるいは補助金交付団体に対する監査とかですね、やはり事業の評価、そのことはもっとオープンにしていくべきではないかなという気がします。そのあたりについて、今回、事業仕分けということで予算を組まれましたけれども、それと並行して、やはり執行部側もさらなるそのあたりの改革といいますか、執行部内部の改革ですよね、それも一緒に進めていかなければ、結局、今考えられている事業仕分けについては十分な中身が発揮できないというふうに理解をします。そのあたりを十分御検討していただきたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この事業仕分けにつきましては、ことしの3月から調査を開始いたしておるところです。ことしに入りまして、事業仕分けがどういうものなのかということをお金課、企画課のほうで調査研究に入りまして、3月には事業仕分けしておる団体への視察、あるいは9月3日、議会の開催日になりますが、副課長クラスを福岡市のほうに視察研修に派遣をいたしております。それと、10月8日、これは部課長を対象といたしまして、飯塚市のほうに研修に行くように今計画をいたしておるところです。そういう中で、部課長、あるいは副課長が実際の仕分けを見てどのようなことをせにゃいかんのかというのを十分研修をいたしまして、今後の事業推進のために頑張っていきたいというふうに考えております。

ただ、議員おっしゃるとおり、今各地で五、六十団体が実施をしておりまして、よかったという団体、あるいは、いまいちじゃなかったろうかという団体、いろいろな御意見があることは承知しておりますが、ぜひ我々執行部の勉強も含めまして、よりよい嬉野市の発展がいきますように頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

26ページの児童扶養手当についてお伺いします。

児童扶養手当、多分これは今回、父子家庭の分が上がってきていると思いますけれども、現在、母子家庭と父子家庭の比率がわかれば教えていただきたいというのと、それから、この児童扶養手当の事業の目的についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

こども課長。

○こども課長（江口常雄君）

まず、母子家庭と父子家庭の比率ですけれども、母子家庭が230世帯ぐらいだったですかね、父子家庭は、今予算としてお願いしている分が32世帯程度を見込んでおりますけれども、これは一人親医療費で見込まれる数字が20世帯ありましたので、20世帯、それと今後新しく一人親家庭以外でも潜在的におられる方の申請があるというのが12世帯程度を見込んでおります。それで、今回5,100千円程度をお願いしているわけです。

児童扶養手当の支給については、これは父子家庭も母子家庭と同じ要件で認定をするということになっておりまして、計算の仕方等も同じように所得等も計算をしていきます。これは母子家庭の生活の安定に寄与して、生活を支援するという制度はなっておりますの

で、以前から父子家庭についてもこの支援が求められておりました。以前、もう30年ぐらい前ですけれども、私も担当しておりました、当時からそういう声があっておりましたが、なかなか制度化されなかったわけですけれども、今回初めて父子家庭にも同じ内容で認定されるということになりました。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

ちょっと確認ですけれども、この父子家庭にかかわらず、児童扶養手当の支給要件ですけれども、この中で所得の限度額が当然あるわけですが、例えば、親、父親でも母親でも結構ですけれども、障害者の場合、例えば障害者年金を受給している場合は、多分今は受給対象にならないと思うんですけれども、例えば、親だけじゃなくて、おじいちゃん、おばあちゃんが子供さんが亡くなられてお孫さんを見る場合、これは老齢年金とかで見られていると思うんですけど、こういった家庭については、通常の限度額に満たなくても、年金を受給されているところの子供さんに関しては児童扶養手当の対象にならないと確認しているんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

こども課長。

○こども課長（江口常雄君）

児童扶養手当の支給制限という欄に、父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているときとか、年金に関しては、あと国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき、以上2点ほどが——あ、もう1点あります。父または母の死亡について公的年金給付を受けることができるということ、3点ほど書いてあります。（「そしたら、受給できないということをおっしゃったんですか」と呼ぶ者あり）支給制限ですので、手当は次のいずれかに該当する場合は支給されないということで、この手引には書いてあります。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

この点が非常に問題だと思うんですよ。市でできるかどうかわかりませんが、これは国の制度ですから、非常に問題だと思うんですよね。通常、所得制限があって、その所得制限に満たない家庭は児童扶養手当を受給できると。しかし、年金受給者であれば、じいちゃんとかばあちゃんが本当に少ない年金であっても受給できないということだと思うんですよね、この制度からいけば。ここが非常に問題で、ここら辺についてもうちちょっと市長、申しわけないですけど、どういうふうにくこら辺についてお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回、いわゆる市の手当につきましては、以前から要望として上がっていたわけございまして、その点では取り組みとしては評価をいたしております。ただ、全体的な予算の中での取り組みということでございますので、まだ制度自体は確立ができていないんじゃないかなと思いますので、そこについては私どもも勉強させていただいて、また機会があれば要望としても上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

もう3回済みでしたが。今度まで。梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

最後、ちょっと意見ですけれども、児童扶養手当に関しては、児童福祉の目的というのが当然あると思うんですよね。そういう意味では、そういう子供たちにはそういう手当を渡すという制度があるわけですから、公平性の面でもそこら辺をしっかりと市としても国のほうへ要望していただきたいと、そういうふうに思います。答弁は要りません。

○議長（太田重喜君）

ほかにございせんか。田口議員。

○14番（田口好秋君）

22ページの9目18節。備品購入費、地域コミュニティ専用車両について、少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（山口久義君）

お答えをいたします。

専用車両については、コミュニティの運営協議会を立ち上げられた地区にということで、久間、大草野、吉田、それとことし五町田が運営協議会の立ち上げをしてもらっておりますので、この4地区にそれぞれ軽ワゴン車両を配置するというので、4台分を4,614千円ということで計上しております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

ということは、4地区にそれぞれ軽を1台ずつ貸与するという形になろうかと思いますが、貸与する場合のいろいろな決まり事、規則、運行規定、そういったものを作成して貸与されるのか、それともう1つは、維持費についてはどういった形でそれぞれ貸与を受けた地区は負担していくのか、それともこちらで負担するのか、ここに計上されておりませんから、当然地区で負担と思いますが、そういったことについてをお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（山口久義君）

お答えいたします。

貸与規定についてですけれども、これは保険との絡みもあるんですが、いわゆる町村会という市役所が入っております保険のほうで加入をするというようにしたいと思っておりますけれども、この条項の中で、貸借契約としての約束事をしておかななくてはいけないとか、その中で、その地域の方と委託をする中でその方たちが使うというような文言とか、それとか、例えば、運転日誌をつけなくてはいけないとかいうようなことがありますので、その辺を含めまして、貸借契約の中で文言を入れたいというふうに考えております。

それと、維持経費については、今久間、大草野、吉田については運営協議会への委託料を交付しているということで、その中で、部会の活動の中で100千円程度あります。それと、五町田地区については6月30日で運営協議会を立ち上げてもらっていますので、委託料についてはありませんけれども、今回の交付金と今言いました100千円の活動費、どちらかからガソリン代とかは出してもらうということで考えております。いずれにしても、地区からそれをガソリン代とか、修繕料とかを出してもらうということでは考えておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今、内容については大体御説明をいただいたんですが、そしたら、管理者はあくまでも地域コミュニティの館長さんとかというふうな形で理解をしていいのかですね、車両の管理者。そして、地域に1台ずつ貸与されることに関しては利便性があって、非常にいい施策だろうということで評価はするんですが、その車両は地域に貸すことによって、結局管理者の判断なんでしょうけれども、だれでも使っていいのかというふうなところも出るんじゃないかなという気がしてならないんですよ。だから、その使用内容についての制限とか、そういうものについてはどういうふうな考えを持っていらっしゃるのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

ガソリン代とか修理代までは地域のコミュニティのほうで負担をするというふうに理解をしてよろしいんですかね。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（山口久義君）

お答えをいたします。

まず、最後の方で申し上げますと、一応ガソリン代については、いわゆる交付金とか運営協議会の委託料の中で出してもらいたいと思っておりますけれども、修繕料については市のほうで負担をするというふうな形にしないといけないと思っております。事故等による修繕については保険の適用という形になるかと思うんですけれども、そういうようなことで考えております。

管理者については、一応市にも集中管理車とか各課の公用車とかあるわけですが、その中で、課長が管理をしているという状況になっておりますけれども、いわゆる現場での管理は運営協議会の管理者ということで、会長さんという形になるかと思うんですけれども、もし事故とかあった場合については、市の地域づくり課のほうへの報告等をお願いするという形になりますので、うちのほうでも管理をしていくという形になるかと思っております。ですから、現場での管理者と市もある程度管理にタッチしていくという形になりますけれども、細々といろいろするというふうな感じではなく、最終的な管理という形での管理はしなくてはいけないというふうに思っております。

それと、使用の制限ですけれども、いろんな地域の中で活動があるというふうに思いますし、いろんな地域によって違う部分もあるかと思っておりますけれども、できるだけ一部の人というよりも、臨機応変な使用の部分は必要かと思っておりますけれども、だれもかれもというよりもある程度は使う人を決めるといいますか、必要な部分もありますし、ある程度は自由に使うということもあるかと思っておりますので、その辺については地域の中で考えて、事故等に注意して使ってもらったらいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

特に、使用についてが一つの課題だろうという気がするわけですよ。事故等については、保険を利用してというふうなお話をされたわけですが、これはだれもかれもが使っていいよというふうな考え方でいった場合に、物損事故とかあった場合、その修理はすべて市が見るとなれば、若干それについては問題があるんじゃないかなという気がします。通常民間レベルで考えたときに、要は責任問題というものがやはり個人個人にも発生するわけです

よね。物損事故を含めた事故の内容について、やはり8割方運転手の責任で事故を起こした場合は、その企業の規定によっても違うんですけども、中には修理代の半分は個人が持ちなさいというふうなところもあるわけですよね。厳しいところは、7割は持ちなさいというところもあります。そういうふうなところがどういうふうにされるのか。意図的に事故を起こすという方はいらっしゃるんですけども、やはり無理をしてぶつけるとか、いろんなケースもあるわけで、それをすべて100%市のほうが見るという考え方が私はちょっと理解ができないなど。だから、そのあたりの使用の中身について、もう少し時間があるとは思うんですけども、地域コミュニティの会長さん、館長さんですね、そのあたりと十分議論をしなければ、後々問題が出るんじゃないかなという気がします。

もう1点が、仮に管理者が決まって、そして運用するに当たったときに、ないだろうとは思うんですけども、その方が私用でお昼の食事のときに家まで乗って帰るとか、あるいは夕方のときにちょっと買い物に使うとか、そういうことがまずないようにきちっとした管理をしていかなければならないんじゃないかなという気がしますので、その点についても十分話し合いをしていかねばならないと思います。このあたりについて、この購入については多分地域コミュニティの会長さん、館長さんあたりともお話があった中での予算計上だと思いますが、現在の決まっている中ではどういうふうな経緯があるのかだけお教え願えますか。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（山口久義君）

お答えをいたします。

責任問題というのは、いろんな部分で出てきますけれども、とにかく後々個人的な責任という部分がないような形での、とにかく当初言いましたように、貸借契約の中での書面上のお願い等含めまして、さらに再度徹底をするということで、各運営協議会の会長さんを含めた事務局長、主には事務局長さんが乗られる場合が多いかと思っておりますけれども、いろんな行事の中では一般の人も乗る可能性もあるというようなことですので、それについては、とにかく事故を起こさないような形で運行をお願いしたいということは、強くお願いをしたいというふうに思います。

それと、私用については絶対だめということでお願いをしなければいけないと思っていますので、あくまでも地域コミュニティに使う車両ということで購入をいたしますので、私用は絶対だめですよということで、例えば、そこの事務所なるところから全く私用で行く場合については自分の車をお願いするというところで話をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

将来的な話をして申しわけないんですが、地域コミュニティ、今一生懸命やられております。その中で、今回、今度4地区に貸与されるわけなんです、特に上久間地区、それから吉田地区、このあたりは要は今地域の中にタクシーを利用した運行をやっていますよね、今ちょっとど忘れして言葉が出ないんですけども、バス路線が廃止になるということで、タクシーを利用した——乗り合いタクシーですか、というふうな形で運行されております。先般の委員会、あるいは決算委員会の中でも若干質問をしてお尋ねをしたんですが、なかなかコミュニティの乗り合いタクシーにしてもですね、やはり乗車率がかなり悪いと。平均でいけば1.何ぼというふうなところも出てきているということを考えてときに、今回車両を貸与されたわけですね。そのあたりを考えて、地域がどういうふうな形になっていくかはわかりませんが、やはり将来的にはこの貸与された、今回は軽のバンですけども、若干大き目のせいぜい7人乗りぐらいですかね、8人乗りですかね、あれぐらいの一つのバンタイプが貸与されて、乗り合いタクシーのかわりをしていくという構想まで今のところ持っていらっしゃらないのかどうかですね。現在の日にちと時間を決めた運行よりも、将来的には地域コミュニティ、私個人的にはこのコミュニティの進め方にはいろんなところで御意見を言いたいところもあるんですけども、現在の地域コミュニティの中で考えたときに、特に上久間地区、あるいは春日地区の状況を見たときに、こういう今回の貸与を進化させた形の運行というものが考えられていくことができないのか、このあたりについていかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

確かに、乗り合いタクシーとして上久間線と春日線と大野原線を運行しております。春日線については吉田地区のコミュニティ、上久間地区については久間地区のコミュニティの場所ですので、考え方としては、この吉田地区につきましても吉田地区のコミュニティ運営協議会でそういった形で運行してみたいということであれば、当然行政としても協議をするというふうに考えておりますし、そこであくまでも公共交通関係ですので、市からの押しつけがないような形で運営協議会のほうからも提案があれば、当然行政としても対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

神近議員の質問に関連しますけど、今回、地域コミュニティに4台車両を配置というふうなことですけれども、今現在、事故等々が非常に心配をされるわけですけれども、今、過失の割合で何対何の割合でどれくらいという保険給付がありますけれども、当然、この保険の給付に当たっては、今一番いい人身傷害保険という給付がありますけれども、それを適用すべきじゃないかと思えます。過失の割合、何対何の割合を考えられて、すべて補償できる保険に加入をしていくのが一番いいんじゃないかと思えますけれども、その点いかがでしょう。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（山口久義君）

お答えいたします。

今、議員申される人身傷害保険というのは、詳しくは把握をしておりませんが、この保険については、一応対人は無制限、対物は5,000千円ということでの保険になっておりますけれども、人身傷害保険については、今言いますように把握しておりませんので、後で詳しく調べてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

人身傷害保険というのは、こっちが過失があっても支払いは免除されるというようなことなんですよね。車庫とかなんかに行って接触した場合についてもその保険が適用するわけですよ。そういった保険が一番いいんじゃないかなと私は思っておりますけれども、当然、今の保険会社においては人身傷害保険を勧めておりますので、当然、この4台についてもしたほうが一番無難ではないかと思っております。その点、よろしく願いをしておきます。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（山口久義君）

お答えいたします。

この保険については、財政のほうの所管になっておりますけれども、事故があった場合は免責がないとかいうことでの話は聞いておりますけれども、議員申される分については財政課のほうとも話をして、保険自体がその辺あるのかどうか確認をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。小田議員。

○6番（小田寛之君）

先ほどの答弁の中で、保険が人身が無制限、対物は5,000千円ということをおっしゃいましたけど、通常やったらですね、今の御時世やったら車の価格とか物の価格が大分上がってきておるから、対物で5,000千円というのは、なかなか一般の人じゃ少なくなってきたよすもんね。最低でも10,000千円、20,000千円、無制限という形でするのが本当の保険の意味。5,000千円以上対物でかかった場合というのが、どうしても保険に入っている意味がなくなるわけですよ。そこら辺に走りよる車1台ぶつけた場合がもう5,000千円以上の損害が出るというのがあります。そこを考えていただきたいという提案と、地域づくり課長がおっしゃることは、市全部の車に関して対物が5,000千円ということになっているということで、大体予測はしますけれども、それを考えていただきたいというのと、あと、先ほどから田口議員、神近議員と質問されましたけれども、車検とか、例えばオイルとかですね、車両の管理に関しては地域コミュニティのほうでも見てもらうと、事故に対する管理者は市だというふうに答弁をされましたけど、運行管理ということに関しては、どっちが運行を管理されるということで理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（山口久義君）

お答えをいたします。

保険については、先ほど申しますように財政課の管財のほうでやっておりますので、そちらのほうに確認をして保険額というのを計上いたしておりますけれども、この辺がもう少し増額という形でも予算の範囲内で可能なかどうかですけど、この辺については財政課のほうとも話をしたいというふうに思います。

それと、運行管理は神近議員のときの話もいたしましたけれども、一応、運転日誌をつかって、それに記入をしてもらうということになりますので、運営協議会の中でその辺については毎日記載をしてもらうということをお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

21ページ、6目の企画費の中の13節、委託料、その中の人材派遣（設計業務）1,500千円とありますが、このことについては私は余り詳しく聞いておりません。所管が違うから聞いておりますので、これを詳しく説明してください。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

13節．委託料の1,270千円、人材派遣ということで上程をさせていただいておりますが、これにつきまして……（「委託料の1,500千円。13節」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

企画費の13節．委託料、人材派遣（設計業務）1,500千円についてお答えします。

設計業務ということで記載しております部分につきましては、社会文化体育館基本設計業務委託をプロポーザルで実施するに当たりまして、質疑書の提出に対する回答とか、そういったことの作成に専門的な知識を有する職員が必要であるということでございますので、また、私たち職員では対応することができない部分もあろうかということで設計業務の経験豊かな方をお願いしたいということで、今回お願いしておるところでございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今までの建物を見ておきますと、大体、入札とかプロポーザルとかいろいろなことで、ほとんどそういう話は聞いておりませんが、今回は専門的知識の方を入れるということは、二、三日前ですかね、2回目の社会文化体育館協議会がこの庁舎であってございましたけど、そういうふうな中に入られて、いろいろ専門的知識を話されるということですか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

先ほどお答えしましたが、社会文化体育館の基本設計業務をプロポーザルということで、公示して募集するわけでございますが、その後、その中身についてのいろいろな質疑等があるかと思えます。そんな中で、専門的なこととかも質問される部分があるということ想定しておりますので、そういったのに私たち企画企業誘致課職員では答えることができない部分もあろうかと思えますので、専門的な職員さんも配置していただきたいということで、今回お願いしているところでございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

このことについては、リーディング事業の塩田町民の一番懸案として言われた事業でありますので、そういうふうな専門的な知識の方が入られますなら結構と思います。

ところで、そういうことを入れられて、見通しですね、例えば、来年の3月議会ぐらいはそういうことになって設計料も議会に上程されるよう期間的に間に合うのかなと思うので、そういう点についても、ある程度計画があれば教えてください。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

お答えいたします。

6月の議会で基本設計の分を21,000千円程度補正をしていただきました。当時は指名のプロポーザルというふうを考えておりました。庁内で検討した結果、指名でなくして一般のプロポーザルにするということで、話し合いで決まりましたので、この一般の公募をするために非常に時間がかかるというふうなことで、6月の補正後、一般公募ということで7月ぐらいに検討しまして、県内で事業があったところを調査いたしまして、8月から実際に取り組んだところでございますが、一般公募する場合に手続が非常に難しいということで、庁内のプロジェクトチームを9月、10月と2カ月に限定してプロジェクトチームをつくっていただきました。その中で、書類的なものを検討していただきまして、一応、今の案といたしましては10月15日ぐらいに公告をしたいということで考えておまして、この流れに沿いますと、大体プロポーザルの第1、第2審査をして、契約が12月末ぐらいの契約になるというふうに日程は組んでおります。

そういった中で、人材派遣の15,000千円については、公募した段階で業者からの質疑等もありますので、それに対応していただく分と、この流れに沿って、審査は審査委員会をつくれますので、審査の中には入りませんが、その手続で非常に時間がかかるということで、また専門的な人をそこに配置をしたほうがいいんじゃないかということで、今回お願いをしているところでございます。

あと、契約が12月末になれば、その基本設計の策定もやっぱり4カ月ぐらいかかるというふうなことで、このことについては後で全協のほうで再度説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

大体説明はわかりましたけれども、この人材派遣という形にした場合、結局、人材派遣会社をお願いをされて人材を派遣していただくという形になるわけですね。そうした場合に

において、仮に上位に来た業者と関連がある方がそこに派遣をされてきた場合に私は問題が出てくるんじゃないかなという気がするわけですよ。だから、そこら辺のところを十二分に調査をし、検討した上で決定をしていかなければならないと思いますが、いかが思いますか。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

確かに、人材派遣をお願いをして、今回一般公募される方にそういった方もいらっしゃるかも知れませんが、その点は十分審査をしながら、採用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

できれば、県外ということのを頭の中に置きながら、その方に関しては絶対今回出てきた業者とは一切関係ないということを確認した上で、お願いをしていただきたいということだけを要望しておきます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。園田議員。

○9番（園田浩之君）

21ページの緑の分権改革調査事業についてですが、主要な事業説明書によりますと、一般財源から出ておりますけれども、説明の中に、なお、この事業費については特別交付税で措置されるというふうに記されておりますけれども、まず、満額措置されるのかということと、来年度を含めてですけれども、今後どのような形で進めていかれるのかということをお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

緑の分権改革に係る財源ということで、一般財源を充てながら、その中身が地方交付税の中の特別交付税措置ということで考えておまして、現在、うちのほうに通知をいただいている部分につきましては、上限4,000千円ということで通知をいただいているところでございます。なお、この4,000千円につきましては、国の調査事業対象となった場合と同じような事業をした場合に限りこの対象としますということでございますので、国の調査事業をや

るのと同じような事業を今回した場合に交付税の対象ということで考えておりますので、そのような方向で考えております。

なお、この事業が済んだ後につきましては、まずは調査事業が先だと思っておりますが、計画というか、中身の中ではさまざまに、温泉発電への実施というか、そこまで進めていかねばということ考えているところでございます。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

今後のことについて、これ1年、2年で調査が終わるとは思えませんが、上限の交付税が、そういう制度がある間はずっと実施されるということですか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

この調査事業に係る特別交付税措置につきましては、平成22年度限りではないかと聞いておるところでございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

前段でいいますと、私は今回の9月の補正を見たときに、本当につけ焼き刃的な予算がされているような気がしてならないわけなんです。そのことを前段に置きながら、こういう事業についても何で今この時期にこういう事業が出てくるのかということの一つの疑問を持ちました。この事業を今回この補正で出すに至った経過と、そして結果、そのことをまずお尋ねをしたい。それがまず第1点。そして、今企画課長は園田議員の質問に対して、特交の分のがどうも食い違ってきますよね。この4ページを見れば、措置されるともう断言されてありますよね。今、申請の段階でしょう。確定はしていないんじゃないかと私は思いますけど、そして、これはどこの省なのか、環境省なのか、通産省なのか——経済企画庁か、そこなのか、そこら辺までまず第1点でお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えいたします。

緑の分権改革調査事業がこの時点で補正として出てきたということについて、御説明申し上げます。

この22年度の緑の分権改革調査事業につきましては、さかのぼれば、平成21年度からこの

緑の分権改革調査事業というのは出てきていた事業でございます。平成21年度につきましては、嬉野市としては取り組まなかったわけでございますが、平成22年度で21年度に引き続き調査事業をやるということで国のほうから示されましたので、このことについて、温泉水エネルギーの利用ということをまず総務省のほうに調査事業として、その場合は最大5,000千円やったわけですが、その調査事業に取り組めないかということで申請をしたわけでございます。結果的に、その調査事業には当たらなかったというような結果が7月に参りまして、そのときに外れた——外れたと申しますか、調査事業の国の交付金でやる分に漏れた部分につきましては、地方財政措置として特別交付税措置を行うということで通知が参りまして、このことで先ほど御答弁申し上げましたが、国の調査事業に申請した中身でこの調査事業を行った場合、地方財政措置として嬉野市の場合は上限4,000千円の特別交付税措置をする予定であるということで通知をいただきましたので、今回補正予算をお願いしたところでございます。

そういったことで、申請中というよりも、申請した結果が国の調査事業に漏れ、今回の特別交付税措置で事業を実施するというに決定して、お願いしているということでございます。（「決定しているんですね」と呼ぶ者あり）地方財政措置として特別交付税措置を行う予定であることを……（「予定ですよ。決定じゃないですよ」と呼ぶ者あり）予定であるということを知りたくて、国、県とも話しながら、この補正をお願いしているところでございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

予定であるですよ。ここは措置されると、完全に確定した形で説明書は書いてありますよね。予定であって、まだ確定ではないわけでしょう。だから、この文言を見たときには、これは当然一般財源であろうともこういう形で措置されるということを私たちは認識するわけですよ。そう理解しなきゃいけないわけですよ。現時点ではそうじゃないわけでしょう。あくまで今おっしゃるように予定ですから。

それともう1つ、今の説明の中で温泉調査事業ということで申請をして、それが漏れて、これがこの事業にかわったということで確認をしいんですか。それがまず第1点。そしてもう1つは、私が一番危惧しているのは、先ほど企画課長が申し上げられたように、特交は今年度限りということでおっしゃった。これは例を挙げて言っているかわかりませんが、伊万里の海洋温度差発電、あれどれだけ投資されたか、市長は大体のところ御存じかと思えますけれども、投資した分の効果というものがほとんど上がっていない。実績が見られていない。あれは何十億円というお金をつぎ込んであるんですよ、あそこに。

私は、今回この話を聞いたときにはびっくりしたんです。本当にどれだけわかっていて、

どれだけの投資をして、その効果が出てくるのかということを理解されているのかなど。仮にこれが研究が進んでいって、来年、特交でも出ないといったとき、一般財源のつぎ込みになってくるわけでしょう。それでもしていかれるんですかということと、もう1つは、佐賀新聞等の報道によれば、リチウムなどのレアメタルを抽出する構想もあるというふうにされてありますけれども、このことについても現在、非常に問題視されている部分があるわけなんです。だから、そこら辺についてももう一度、企画課長と市長と両方にお尋ねをしたい。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

前段の部分の、国に申請した部分とこの部分と同じかということでございますので、国に申請した緑の分権改革調査事業と今回取り組みます緑の分権改革調査事業は同じものでございます。あと……（「新規事業で申請しているんですか、上原先生の方で申請をしているんですか。去年から」と呼ぶ者あり）いや、平成22年度です。平成21年度部分については申請はしておりません。平成22年度の国の予算措置に係る部分で申請をしているということでございます。

それと、今回、調査事業ということで総額4,000千円の予算措置をお願いしているわけでございますので、これがリチウム、あるいはそういった純水とか、そういった言葉も出てきておりますが、これが即効そういった方向に進めるかということ、ちょっとまだ私たちのほうでもその辺については時間的な部分もございしますが、スケジュールとしては予定が立たない状況でもございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

今回の企画につきましては、先ほど企画課長も申し上げましたように、私といたしましては、今回の特交については非常に危惧をいたしましたので、再度県を通じて確認をいたしております。それで、現在の私どもが提出しました素案に基づいて、その調査事業を行った場合につきましては4,000千円の上限については確保するというところでございましたので、予算を上げたということございまして、特交として確保しますという特別な確約はとれましたので、決定しているというふうに判断をしてお願いをしたところでございます。それで、今年度事業として取り組むわけございまして、これは計画づくりでございます。このつくったものを今度は国のほうにまた提出をいたしまして、これから本格的な予算がどうつくのかというのは、これは国全体のトータルの予算の関連もありますので、時間はかかると思

ますけれども、できるだけつけていただければというふうに思っております。

それで、私どもとしては、新規の予算というのはなかなか組めないわけがございますので、今回の事業につきましては、ぜひ国の予算で行っていただきたいということを考えてこの計画をつくっておるところでございます。そういうことでございますので、議員御発言のように伊万里のものにつきましても、約50億円近くかかっているというのは承知いたしております。しかし、成果としてはまだ上がっていないということでございますけれども、私どもとしては、この国の分権会議の中で今後の予算がどのようにしていくのかということにつきましては、この計画を出した後でまた新しく運動をする必要があるというふうに思っております。ですから、この計画を出しましても、その後の予算が確約されているかということでもありますと、今のところまだ確約はされていないというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

前段の分でいいますと、あくまでも上限4,000千円ですよ、上限ですよ。満額4,000千円じゃないんですよ。でしょう。それと、今後について、先ほどから申しますように、企画課長も答弁されたように、来年度の特交の見通しは立っていない。市長もそのように申されたわけですが、今後のこれが仮に進んでいった場合、一般財源の持ち出しということについて、私自身は持ち出すべきでないというふうな考えを持っておりますけれども、その確認だけをしておきたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の事業につきましては、当初の計画を出しましたものについては5,000千円を出したわけでございますけれども、その5,000千円の計画に沿って事業を行えば、いわゆる4,000千円の特別措置ができるということでございましたので、私どもとしましては、節約をしながら、4,000千円で何とか計画をつくっていきたいということで事業を進めたいというふうに考えておるところでございますので、4,000千円については、いわゆる特別交付税で措置がされるというふうに返答をいただいておりますので、そのように考えておるところでございます。

そういうことでございますので、それに付随して幾らか金を出すとかいうふうなことは今のところ考えておりません。今後の事業でございますけれども、大きな事業になりますので、一般的な予算を私どもが組めるかどうかということについては、非常に問題がありますので、

私は国の事業として取り組んでいただくように、そのような動きをしていきたいと思っております。ところでございまして、私どもが負担するということは非常に厳しいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今回の予算計上については、調査ということで計上されているわけですね。その中で、国が世界といいますか、クリーンエネルギーの推進ということで、かなり今取り組みを進められているわけですね。そういう中で、今回の緑の分権改革という中に温泉を利用した温度差発電、新聞等、今山口要議員がおっしゃいましたけれども、佐賀新聞の記事の中に、この緑の分権の中のリチウム抽出等が書いてありました。その調査をしてみないと、実現できるのか、できないのかというのがわからないというものはわかるんですけども、ああいうふうに記事が載ったということは、市長として、この調査の内容の結果によって、やはりリチウム抽出が可能であるということであれば、以前から企業誘致の話も出ていましたよね。やはり若い人たちが嬉野からなるべく出ていかないでいいように、働く場所が済むようにということで、いろんな一般質問等も今までも何回となくあったわけですけども、そういうふうな新規事業の可能性があるということで、一応新聞等にそういうふうな記事が載ったのかなという気がするんですが、そのあたりの真意だけお聞かせ願えますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

リチウムが嬉野温泉の成分の中に、いわゆる海水に含まれているリチウムの量よりも含有量の率として非常に高いということについては、以前承ったこともありましたので、承知をいたしておりました。今回、いわゆる上原教授が提案されたシステムの中の方法を使えば、海の水に含んでいるものであっても、温泉の中に含んでいるものであっても分類してリチウムを取り出すことが可能であるというふうなことでございますので、あのよう新聞に載ったということでございます。それで、私どもいろんな課題がありますけれども、それをいわゆる温泉水というのは今まで捨ててしまっているわけですので、捨ててしまっている温泉の排水の中からそういうものがとれば非常に魅力的であるというふうに考えておりますので、そこについては非常に興味を持っておるところでございます。

ただ、先ほど話がありましたように、そういう能力とか、またシステム自体が経済的に合うかどうかということについては、非常にまだ課題があるというふうに思っておりますので、そういうことで、今後研究が進んでいって、捨てる温泉水の中からもリチウムを取り出すこと

ができて、そして、そこが経済的に合うということになれば、それは新しい産業として見込みはあるというふうに思いますので、そこについては当然経済的に合うということになれば、いろんな企業から注目していただく段階も来るのではないかなというふうには思っておるところでございます。ただ、現在は本当にリチウムの含有量と抽出する費用ということに対して経済的に合うかどうかというところまでは、まだ確認はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

27ページの予防費についてお伺いします。

今、嬉野市ではインフルエンザの予防接種と新型インフルエンザ予防接種に関して、15歳までの助成が行われているわけですが、今回の補正で20,000千円の減額と、それから償還が発生しているんですけれども、多分、昨年新型インフルエンザの予防接種の見積もりの中で、これだけ使えなかった分が減額だと思うんですけれども、この使われなかった分、まず使われた分が減額なのかという部分をお伺いします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

まず、委託料のところでは20,000千円強の減額を行っております。これにつきましては、日本脳炎の予防接種事業を今年度当初に計上しておりましたけれども、当時、予算の計上ところで新型の日本脳炎のワクチンが新たにできましたということで、国のほうからも通知が参りましたので、17年度から21年度まで接種できなかった方と今回新たに3歳になられる方の接種の分を含めて計上しておりましたけれども、やはり国のほうからワクチンの供給が間に合わないという形が参りましたもので、それで、今回第1期の初回接種の分のみを計上しておりますので、残りの方を減額という形で落としております。

それから、償還金の10,237千円の件でございますけれども、これにつきましては、先ほど議員からお話がありましたように、新型インフルエンザワクチンの費用を当初昨年度4,000人ちょっとの人数を見込んでおりましたけれども、実際、医療費の助成を行った方につきましては600人強に実績が上がってききましたので、4,000人強の分の補助金を受け取りましたので、その分を返すという形で今回予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。委託料の分の減額はそういうことですね。昨年の新型インフルエンザ、重篤しなくて非常によかったんですけれども、この接種が少なかったことに関して、減額、償還金が発生したということは、接種率に関しては予定より低かったというような判断だと思うんですけど、単純に接種がなかったという判断なのか、もうちょっと接種を推進すべき、私としてはもうちょっと推進していたら、この接種率はもっと上がっていたんじゃないかなという、片方ではそういう思いがあるものですから質問しているんですけど、担当課として、そこら辺について推進が足りなかったのか、本当に頑張ったけれども、結果としてこういう状況だったのかという点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

接種率が低かった理由でございますけれども、これにつきましては、新型インフルエンザにつきまして我々も広報を行ったところなんですけれども、インフルエンザの致死率、あるいは重症化率がほとんど季節性のインフルエンザよりはるかに低かったということで、また、タミフルとかリレンザという薬ですね、そういう薬で治るという形が報告されましたので、やはり国民に対して不安が少なかったので、接種率が低くなったというふうに担当のほうでは考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

今担当のほうとしては、昨年の重篤化、またリレンザ、タミフルがあったからということだったんですけれども、今年度についてはどのような状況なのか、それともう1点、以前もありましたけれども、季節型インフルエンザの中に、昨年の新型インフルエンザも一緒にワクチンの中にまぜて接種するというような、そういうやり方というも昨年ちょっと話があったと思うんですけど、そこら辺の推移について、今どういうふうな状況になっているのかお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

今年度につきましては、インフルエンザのワクチンにつきましては新型インフルエンザワクチンと季節性のインフルエンザワクチンをまぜ合わせました3価ワクチンというのがございます。これを本年度は接種していただくという形で我々は進めております。それで、病院等の医師の説明会につきましては、今週に説明会を行う予定でございますけれども、病院等

につきましても、この新しい3価ワクチンを接種していくという形で進められる方向になっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

23ページの賦課徴収費の中の委託料、または使用料及び賃借料ということで、国税連携データシステム導入というふうな形で計上されております。今回、こういうふうにより一般財源を使ってやられるわけなんですけれども、このデータシステムを導入するメリットはどのようなものなのか、お教え願いたいと思います。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○支所市民税務課長（小野彰一君）

お答えをいたします。

今回の国税連携データシステム導入業務及びデータシステム使用料の補正の件ですけれども、メリットとしましては、確定申告書、所得税申告書を今までは紙ベースで税務署よりいただいていたものを、データベースで各市町村にいただけるということになりました関係上、今回補正をお願いしているものでございます。簡単に言いますと、紙ベースでいただけるということは、情報の漏洩、それと課税誤り等が少なくなる、もちろん私たち職員の事務量の軽減にもつながってくると思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

そしたら、今までは税務署のほうから紙でもらっていたやつをデータとしていただけたら、外部に漏れる心配がなくなるとか、あるいは事務的手続が簡素になるというふうなメリットがあるということですね。そしたら、これは嬉野市だけなんですか、それとも佐賀県下20市町ありますけれども、20市町全部が今回こういうふうなシステム導入という形をとられるのか、このあたりはどうなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○支所市民税務課長（小野彰一君）

県の20市町全部と話は聞いております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ということは、各20市町も全部こういうふう今回出たものだというふうに理解するけれども、そしたら、あくまでもこれは委託料というような形で税務署のほうに納めるんですか。この委託料はですよ。それとも、どこかコンサルタントとかなんとか——コンサルタントじゃないですよ、導入ですから。そしたら、どこに委託料とか使用料なんかは払っていかれるんですかね。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○支所市民税務課長（小野彰一君）

お答えいたします。

この委託料につきましては、当初予算等の負担金として地方税電子化協議会という協議会がございます。そのほうが業者を選定いたしまして、その選定業者のほうに各市町が委託料として納めるものでございます。その委託料につきましては、各市町が電子化協議会が選定した業者と契約をいたします。その業者に支払うものでございます。（「済みません、議長、4回目で申しわけないんですけど」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今の説明でいくと地方税電子化協議会のところに委託料として支払って、そこがまた業者さんのほうに委託料として払うんですよね。（「いいえ、いいえ」と呼ぶ者あり）違うんですか。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○支所市民税務課長（小野彰一君）

地方税電子化協議会は、うちのほうが負担金としてシステムの開発関係等々を協議会でしております。そこで負担金を払っております。その電子化協議会が選定した業者と私たち嬉野市を含めた各市町が契約をいたします。（「ああ、個別に契約」と呼ぶ者あり）個別に契約をいたします。そこに委託料として支払うこととなります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

27ページ。衛生費、8目の19節、補助金の渇水対策整備事業について内容を説明していただきたい。それとあわせて、予算額についても一緒に説明をお願いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

渇水対策整備事業の960千円の概要ですけれども、これは広川原地区に9戸の水道未整備地区がございまして、現在、区で独自の簡易型水道施設をつくっておられ、約10トン余り貯水量がありますけれども、水源の量に限度がありまして、大変苦慮されておられます。渇水対策といたしまして、広川原キャンプ場の余剰水を利用できないかとの地元からの要望がございまして、延長900メートル、径40ミリのポリパイプを埋設する事業でございまして、

それと、960千円の内訳ですけれども、これにつきましては、現在、産業用施設で農業用施設整備事業の採択基準の中に行政区の施工の場合50%以内となっております。それをもとに環境衛生費で環境整備事業という予算を取り組んでおる関係で、環境衛生の整備事業の補助金といたしまして、約2分の1相当額の960千円をお願いしているところでございます。この2分の1相当額と申しますと、主要な事業説明書の9ページに表示をしておりますが、材料費960千円、布設470千円、土工900千円ということで掲載をしておりますけれども、布設、それから土工につきましては、人件費等も入っておりますので、470千円、土工が900千円、これを人件費を引いた相当額の70%を計上いたしまして、布設、土工が959千円、材料費が960千円ということで、合わせまして約2,000千円ほどなりますが、その2分の1として960千円を計上しております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

実は、事業費対一般財源の負担の割合がちょうど30%になったものですから、その辺をお尋ねしました。それで、これは水道課にもかわりがあるんですけれども、この説明書を見れば、上水道未整備地区において常に渇水の危機にある地域の給水等の整備事業について云々ということがありまして、実はちょうど平成21年12月に、私も水道事業について一般質問をしたわけですが、水道ビジョンによれば平成29年に未整備地区を解消するというようなところもありまして、今回のこの補助事業については、もし地元でそれだけ渇水の危機に困っておられるとすれば、未整備地区解消を早急に行うべきではないかと私は思っておるわけで、ちょうどそのときの市長の答弁でも、そのときは広川原地区については、現在のところは余り不自由はしておられなく水道のほうは使っておられるというふうなことを地元から報

告を受けているというように答弁をしていただいておりますが、今回の事業と未整備地区解消の関連について、市長はどのようにお考えなのか。例えば、広川原の余剰水を利用するとすれば、これを広川原地区の水源として本格的な整備事業というのは考えられないか、その辺、市長にお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

整備計画の今後については、また担当課長のほうからも説明いたしますけれども、一応今回のことにつきましては、以前から話は、議員御発言のように、いわゆる下のほうから水道を延ばしていったらどうかというふうな話があっておりまして、将来的には計画をつくってやっていきたいという答弁をしておったと思います。まだ計画ができておりませんので、計画外ということで、この工事に取り組むことになるわけでございます。そういう点で、広川原の水源を利用したらどうかということでございますけれども、広川原につきましては、数年前に干ばつになったときに、今引いております水源自体が少し枯渇をいたしまして、いわゆる井戸を掘らせていただいた経緯がございまして、そこらの水路調査等がまだ十分できておらないところでございます。そういうこともございまして、今回のような形での臨時的な対応については大丈夫だろうというふうに判断をしたわけでございまして、将来的には水道事業計画をつくって延ばしていければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、現時点ではまだ広川原地区に対しては計画が立っていないと理解していいのか、その点を市長に伺いたい。それと、先ほどお尋ねした広川原キャンプ場から真っすぐ引くことについては、これはもう計画にないと理解しないのか、その点、水道課長にお伺いしたい。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

水道事業計画につきましては、以前お答えしましたように、29年度ぐらいには完成をさせたいというふうに考えておるわけでございますが、まだ具体的な計画等については取り組みができておらないということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

水道課長。

○水道課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

水道事業につきましては、議員御存じのとおり、総合の基本計画、あるいは水道ビジョンで計画した未整備地区、要するに赤仁田地区、広川原地区があります。その中で、実際事業をするとなりますと、水道の事業認可、あるいは区域の変更認可、そういったことに少々時間がかかります。その中で、財政健全化計画は今実施を行っております。平成19年度から5年という形で23年度まで、その関係もありまして、要するに事業をする場合、起債事業はできないということになっておりますので、単独事業だったらできると思いますけど、水道ビジョン計画書の中では数億円かかる事業計画ですので、将来にわたっては、そういった未整備については計画していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

大体中身については、その経過も含めて理解をしたところですが、今回改めてお尋ねをしますけれども、今回の予算について、水道課が受け皿じゃなくして、こういう環境のほうから出た、それもこの条例を見たときに、確かに広川原地区の皆さん方のお気持ちというのは私も十分理解した上で、予算の組み方の中でお尋ねをしているんですけども、この環境衛生整備事業補助金交付、ここに新たにその項目を加えてまでしたということについて、私は多少、持っていき方、手法について疑問を感じざるを得ないんですよ。

もう1つは、こうして広川原がなった場合に、じゃあ赤仁田、先ほど水道課長が申し上げましたけれども、未給水地区、赤仁田が残っていますよね。赤仁田についてはどうするのかと。市長は、平成29年度までに完了させたいということをおっしゃったけれども、水道課長は財政計画の中で非常に厳しいというふうな、相反したような答弁もされているわけですよ。だから、当然、今回とりあえず広川原地区の皆さん方はこういう形でできるかもしれんけど、赤仁田についてはそのまま残しっ放しになってしまう、そのことについてどうお考えなのかということもお答えいただきたい。

もう1つは、仮に広川原のキャンプ場からこっちに持ってくる場合に、キャンプ場が開催されている間は滅菌等でされますけれども、そのキャンプ場が閉鎖された後について、もし万が一事故があった場合、どこが責任をとるのかということも考えられるんですよ。だから、そのことについてどうお考えなのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

水道課長。

○水道課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

赤仁田地区については、水道ビジョン計画書の中に西吉田にあります配水池から給水をするという計画になっています。先ほど言いました予算については、23年度まで財政健全化でしますので、その後についてはいろんな形で計画していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

お答えいたします。

一般的には水道事業じゃないかというようなことで、いろいろ委員会の中でもお話があったとおりでございます。ただ今回につきましては、いわゆる上水道を整備するという基本的な考えではなくて、現在地元で設置をされておられます施設への原水を干ばつ時に補給をするということを考えたときに、いわゆる市民の生活環境を守るということで、水道課とか、それから財政、その他農林関係等も含めて協議をいたしたところでございます。そういった中で、水道事業としては難しいというようなことでございましたので、何とか地元のお助けになればということで、今私どものほうでお引き受けをさせていただいたということでございます。

それで、なぜ環境下水であるかということでございますけれども、1つは、いわゆる上水道への補助という科目を持ってありますところが衛生費、環境費でございますので、そこからの補助が窓口的なものとしてはいいんじゃないかというふうな判断が一つございます。それともう1点が、原水を供給する施設が広川原キャンプ場内で行ったので、そこを管轄する部署が私どもの産業建設部という、この辺を広く考えたところで、私どものほうでお世話をしていこうというふうな結論づけたところでございます。

それと、キャンプ場開催時の滅菌につきましては、水道としてきちんと農林課のほうで管理をしておりますので、問題ございませんが、いわゆる冬場については滅菌処理ができていないところでございます。それにつきましては、当然地元でそういう滅菌施設整備をされておりますので、そちらのほうにお願いをしたいということと、それにつきましては、当然市の責任とかいろいろ問題が多分出てくると思いますので、地元をお願いいたしまして、そういう責任問題について明確にした契約書を交わさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

非常に苦しい答弁を皆さん方されておられるようですけれども、最後に確認だけしておきたいのは、先ほど水道課長が赤仁田については財政健全化計画終了後に取り組むというふうなことで言われましたよね、その後について。そういう答弁をされていましたが、じゃあ、赤仁田については水道事業で取り組む、広川原は再度残されてしまう、今の答弁を聞きますと。広川原は今ままで水道事業をしなくてやっていくのかということの確認をしたいのと、そしてもう1つ、部長が今答弁された中で、あなたは部長だから、農林も環境も統括した形の部なんですよ。そこであなたは勘違いして、農林も所管ですから、あえて今私の部の中でどうのこうのと言っていますけれども、農林も入っている、だから農林でもいけないこともなかったという気がするわけです。だから、そういうことで、とりあえずあなたの答弁はいい。水道課長か市長のそれだけの答弁を聞きたい。それだけです。

○議長（太田重喜君）

水道課長。

○水道課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

赤仁田地区につきましては、西吉田にある配水池から配水しますので、経費的に安くかかります。広川原地区については数億円かかりますので、そういった事業計画書を水道課が再度見直しをして、検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。園田議員。

○9番（園田浩之君）

質問というか、説明が欲しいんですけど、21ページと26ページに上がっているベビーシート等整備事業についてですが、ベビーベッドはわかるんですけど、ベビーシートとベビーキープについて説明を求めます。

○議長（太田重喜君）

こども課長。

○こども課長（江口常雄君）

お答えいたします。

まず、ベビーキープですけれども、ベビーキープというのは、お子さま連れの方が用を済まされるときに子供さんをいすみたいな形のものに座らせて待たせておくといえますか、そういうことができる品物ですね。ベビーベッドは普通に寝かせるものですが、ベビーシー

トというのは、壁とかに固定をして、そして必要なときだけ開いて使うと、簡易式の壁につけたりしてホックを外して開いてそこに寝かせると、そういうふうにして使うものを今回は3種類お願いしております。そして、こういう必要なものについては財政と話をしまして、管財でしていただいて、備品として取り扱うものについては、こども課のほうで備品購入費として購入させていただくということをお願いしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

21ページの財産管理費の中のマイクロバスについてお尋ねをしたいんですが、燃料代、人材派遣については6月に補正されたときと同額なんです。だから、そのあたりの説明と、公課費の自動車重量税、これは6月補正では計上されていなかったんですね。今回計上されておりますが、このあたりはどうなっているのでしょうか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

マイクロ関係でございますけれども、このマイクロにつきましては、9月までの半年間について様子を見させていただきまして、再度9月に判断をしたいということで今まで来ておりました。そういうことで、燃料につきましては、前回お願いした分は半年分になります。そして、今回お願いする分はあとの半年分というふうになりますが、このマイクロにつきましては、引き続き所有をして活用をしたいという考えのもとに予算をお願いいたしておるところです。

公課費の自動車重量税につきましては、前回のときは半年分ということで、まだ車検について判断を下しておりませんでした。今回、車検が参りますので、引き続き所有ということをお願いする関係で、車検の際の重量税ということで計上させていただいておるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

私は、先ほど質問の中で「つけ焼き刃」という言葉を用いましたけれども、今回、地域振興事業費の中のUD全国大会で予算措置、それで公会堂のマイクロホンでもあえて予算措置、こういうのが12月にあるんですね、UD大会が。6月においても補正をされたんですね。何でこういうことがその時点でわからなかったのかということですよ。こんな間近になって

ばたばたばたしてね、補正組むなんてないでしょう。私はもうちょっとこういういろんな事業がある場合には、ある程度、このようなことをする場合はこうなる、これだけ予算が要るといようなことが想定できるはずなんですよね。それを6月に補正しながら、また別な事業とって、こういう9月にまたUD大会に向けての補正予算を組むということ自体が、私は、今一体執行部はどうなっているんだろうというふうに感じざるを得ないんですよ。そこら辺、財政課長、あるいは総務課長、市長、どのようにお考えですか。

○議長（太田重喜君）

支所総務課長。

○支所総務課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げたいと思います。

今、御指摘の件でございますけれども、実は6月にお願いをいたしまして、ユニバーサルデザイン全国大会に向けての整備事業に取り組んだところでございます。その時点で本来なら撤収すべきだったということですが、実は、この整備事業につきまして県から補助金をいただいております。この補助金の中で、大分、何とかマイクロホン等につきましてもできないだろうかということで県のほうに打診をいたしておりました。ところが、県のほうもしばらく返事をということで待っていたような状態でしたので、その時点であえて提出をしなかったと。あわよくば、このマイクロホンまでお願いをして整備を進めたかったというのが私たちの本当の考えだったんですけれども、マイクロホンは、今回のUD大会に向けては何ら関係がないということで結論を出されまして、結果的には今回の9月議会で上程をするというふうな形になったところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

マイクロホンについてはわかります。じゃあ、資料の中の6ページの分についてはどうなんでしょうか。1,220千円の分については。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

当初は、県のほうも12月21、22日、延べ1,000人の動員ということで計画をされておりました。しかしながら、7月の県の推進協議会の中で急遽変更になって、プラス延べの2,000人ということで、せっかく嬉野市で開催されますので、嬉野の町並みの活性化も図りたいということが県の推進協議会の中で急遽計画が変更になったものですから、そういった形で今

回補正として1,220千円を上げております。これはあくまでも町中のにぎわいをするためのイベント事業ということで計上しております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これ以上は言いませんけれども、前回からそうなんですけれども、嬉野市として主体性は何なのかなという気がしてならないんですよ。こういう大会するとき、県から言われたら、県から言われたら、県から言われたらという形で予算づけしていく。持ち出し分は全部一般財源なんです。それに伴ってすぐ発展すればいいでしょうけれども、県の補助金なくして、今回の改修については県の補助金がついて、その後一般財源持ち出しになっているわけなんですけれども、私はもっと今後については事業する場合も含めて、嬉野市としての主体性を持ってやっていただきたい。県に言うべきところは言う。県に従うばかりじゃなくて、そういう姿勢でもってやっていただきたいということだけ要望して、終わります。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

細かいことでお尋ねをしたいんですが、28ページの塵芥処理費の中で消耗品費として今回112千円計上されておるんですが、この内容の説明をしてください。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

塵芥処理費の消耗品費112千円でございますが、このことにつきましては、アパートの建設やごみステーションの増加が多く、看板の不足が生じたので、看板100枚を作成するものでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

アパート等が新しくできたときにごみステーションを設置されているところを対象に100枚ということですね。そしたら、100枚あれば今対象である新たなごみステーションの場所は全部網羅できるのかどうかという点と、看板と言われましたけれども、内容はどのような看板なんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

100枚で対応できるのかということでございますが、やはり今ごみステーション等を見ますと、風とかなんかでプラスチック製ですので破損をしております。その関係で100枚あったら間に合うのではないかと考えております。それと、この100枚の製作の内容でございますが、再生プラスチック板でございまして、厚さ2.5ミリ……（「看板の内容です」と呼ぶ者あり）あ、済みません。分別の各曜日でのごみステーションに集積する曜日等の日割りの看板でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

大体中身はわかりました。看板については、以前ごみステーションに月曜日なら何、水曜日なら何というふうに書いたやつが張ってあったんですけども、あれと一緒にやつをまた注文されて、つけていないところにずっと設置をするのと、また破損されているときにはつけるということで理解をしてよかですね。ただ、そしたら今のアパート関係のごみの搬出状況というのが、そのあたりでかなり苦情があるのかどうかですね。わからないとか、あるいはごみの分別ができていないとか、そういうふうな現状がどういうふうなのか。そして、関連して申しわけないんですが、嬉野市全体の分別の状況が今、全体的に見てどうなのか。もし、この前の決算委員会でも分別はかなり進んでいると、20年度よりも21年度も進んでいるし、22年度についてもかなり市民の意識は高いというふうなことはお伺いしているんですけども、仮にそういう分別ができていない苦情関係がまだあるとすれば、こういうふうなごみステーションの看板とあわせて、以前、各世帯にこれぐらいの紙、何といたしますかね、あれにずっと分別の方法とか、いつが出せる日とかなんとかというものを書いたやつが配ってあったと思うんですよね。たしか、うちの台所にもまだ張ってあると思うんですけども、ああいう配布等のことはアパートがふえたところなんかにはなされているのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

神近議員御指摘のとおり、アパート等での新しく入居された方につきまして、やはり問い

合わせ等がっております。そこで、環境下水道課には先ほど申されましたように分別の仕方、それと各曜日でのステーションに出す日等のお知らせ等をこちらに用意しておりますので、とりに来てくださいますということでお答えはしております。それと、全体的な分別の状況でございますが、今私が感じているのが、事業系の水切りが徹底していないのではということをおもっております。これにつきましては、重量で市町の負担金が変わってきますので、その点も含めましてお知らせ、回覧等で啓蒙を図りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。（「ちょっと議長、よかですか。暫時休憩」と呼ぶ者あり）
暫時休憩。

午後0時3分 休憩

午後0時3分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第4款、衛生費までの質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時4分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（太田重喜君）

休憩前に引き続き、議案の質疑を続けます。

歳入30ページから、第6款、農林水産業から43ページの第13款、予備費までについて質疑を行います。質疑ありませんか。田口議員。

○14番（田口好秋君）

37ページ、教育費の8節、報償費の中の謝金として、中国語通訳として586千円上がっております。この事業についての発生理由、それから、期間とかいろいろあろうかと思っております。それから、財源内訳、そういったものをお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

8節の謝金の中国語通訳の件での御質問でございますけれども、実は中国から中学1年生が塩田中学校に9月1日から転入することになりました。そのことで学校における授業、ある

いは活動において通訳をしてもらうということから、支援員ということで配置をしたわけでございます。期間につきましては、9月から3月末日までと計画をいたしておるところでございます。

そのようなことで、我が国では外国人が義務として教育を受けることはないわけでございますけれど、外国人が我が国の公立小・中学校へ子供の就学を願い出た場合は、市町村教育委員会はその就学を許可すべきであるとされているところでございます。そのようなことで、今回予算面でございますけれど、補正の予算額といたしましては1日2時間、週5日の21週ということで、トータル210時間、時間当たり単価は2,790円ということで、今回586千円を計上いたしておるところでございます。

ただ、この補正額については、予算議決後、要するに10月分からということになりますけれど、先ほど申しましたように9月分ということになりますと、予算が現在ございませんので、現計予算、ほかのところから流用させていただきたいと思っておるところでございます。また、この通訳の方は、予算を考える場合でございましたけれど、どこからおいでいただくか、その当時はわかりませんでしたので、費用弁償につきましても流用させていただき、次の議会に再度補正でお願いをいたしたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

大体理由等についてはわかりましたが、これは義務ではないが許可をすべきだということでございます。こういったものが今後、国際化になった場合、いろいろケースが発生してくるかと思えます。そういったときに、例えば、中国語とか身近な国の言葉はいいんですが、めったにこちらに通訳の方がおられないようなことが発生した場合、スペイン語とか、あるいはポルトガルとか、いろんな言語があるかと思えます。そういったときに費用弁償とか、いろんなものが今後発生するかと思えます。そういったときに許可すべき問題との関連といえますか、考えといえますか、どうやって対応するかと。先ほど私が財源内訳等もお尋ねしましたが、答弁なっておりませんが、そういったケースも今後考えられてくるかと思えます。そういったときのルールづくり、あるいは特例で済みますのか、そういった部分も含めてどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

日本語指導が必要な外国人の受け入れにということで、今回のことを若干説明させていただきますと、8月の終わりぐらいに盆過ぎでございます。こちらのほうに地元の方の出身で

ございますお父様が戻られるということで、奥様が中国人の方でございまして、子供さんが13歳ということで、塩田中学校に1年生ということでございまして、その情報が入りまして、県の帰国子女等非常勤講師配置計画というのがありますので、その要望を实はしたところでありました。しかし、その予算が全部出てしまっていないということでございましたので、子供さんの状況は、英語はかなりおしゃべりはされるということでございましたけれども、日本語がなかなか厳しいということでございましたので、いわゆるどうしても日本語の通訳が必要だということになりまして、嬉野市内の在住の方にも当たりました。一番近く、五町田にも中国語の免許を持った方がいらっしゃいますので、その方あたりにもお願いをしてきたところがございますけれども、なかなか別の仕事等がございましてできませんで、最終的には鹿島とか武雄あたりに照会をかけたかしておりますけれども、なかなかいらっしゃいませんで、それで最終的には県の国際交流課のほうにお願いをいたしまして、いわゆる佐賀県いっぱいから探してきたということで、8月30日ぐらいに連絡がつきまして、そして、その方とお話をして、1日からとにかく入っていただくことになって、今回の謝金関係でなったわけがございます。その時点までは、できるだけ地元で旅費等が要らない方をということで随分探したわけがございますけれども、最終的には、唐津のほうから塾の先生をしていらっしゃる方で、年齢的には非常に若い、26歳ぐらいの先生でございますけれども、塩田中学校の場合が当初から体育大会等が入っておりましたので、そういった活動も横について通訳をしていいというふうなことでございましたので、その方をお願いするという経緯がございまして、しております。そういうことで、今回お願いしている部分でございます。

先ほど費用弁償については、次の議会にお願いをしていくというふうなことで対応しております。つきましては、この受け入れの係る考え方といたしまして、教育委員会でも先般9月に入りましてすぐ臨時的な教育委員会を開いて、基準づくりといたしまししょうか、そういうものをつくっております。基本的には県の帰国子女に対する非常勤講師、年度初めでありますと、前年度から要望等を出して、そちらのほうに要望を出して、それのほうで対応したいというふうに思っております。しかし、今期のように年度途中で戻ってこられるということでございまして、そういうことに対しても、やはり外国籍を有して嬉野市内に外国人登録をされて住民票があるという子供さんについては、ぜひつけるべきではないかと。それから、両親が嬉野市内に居住をされる方ということ、それから、年齢が小中学の年齢である者とか、それから、最終的には嬉野市教育委員会が入学また編入学を認めた者というふうなことで、基本的には半年程度補助者を通訳としてつけるということでございます。今回の場合は、塩田市内の五町田地区ですけれども、五町田地区に住んで塩田中学校ですので、そういった形で嬉野市内に住んでその該当の中学校に行かれる場合というふうにして、日本語通訳として入っていこうというふうなことで、そういったものを一つの基準として定めて持っております。

したがって、今後は先般、教員の配置計画の第8次計画が出ておりましたけれども、文科省あたりは、今後6年から8年にかけて日本語教育がうまくできない子供たちについては国として数字も出ておりましたけれども、1,500人程度ということを出しております。できれば、そういう数、それから、県は県で対応してもらっておりますので、そういうものあたりから優先的にしていって、そして、最終的にどうしてもとることができない、つくることができない場合はこの適用基準に持っていきたいというふうに考えておりますので、今回の場合は無理やりお願いをしまして、今回、議会のほうにお願いをしているというところでございます。

以上、ちょっとお答えになりませんが、以上です。

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

今答弁で、県の制度が受けられたらそれが一番よかったと、しかし、県が予算面を出してしまっておるということで、特例だろうと私は思います。先ほど教育長の答弁では、教育委員会のほうでルールづくりをやるということでございます。そういったことで、義務ではないがという部分で私たちも来年の春まで待たれなかったのかなという気はします。しかし、一応、そういった今後の方針として国の基準づくり等も進み、あるいは県のほうのそういった制度を受けられるとなれば、それはいたし方ないかなと思います。

ただ、この方の6カ月間、今から来年の春までの210時間ですか、来年度についてはどのようなお考えをお持ちなのか、そこのところまでお尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

来年度のことについてということでございますけれども、実は先週も行ってまいりましたけれども、どういう状況なのかということで体育大会が済んだ後、それからきょうということで、子供さんの様子を見てまいりました。担任の先生とも会ってまいりましたけれども、非常に習得力が早いようでございます。それで、全教科はまだ教室には入れていないんですけれども、英語、数学あたりはほかの生徒と一緒に勉強していただいております。特に国語あたりは、その教室にいながら別の形で通訳の方が中国語で伝えるというような形で、今のところはまだ別メニューであります。先生とちょっと話してきたところでいくと、非常に習得力が早いということでしたので、今は厚く指導してはいますが、多分、状況に応じてはだんだん薄くしていく必要があるかと思っておりますので、子供さんの日本語の習得状況を見ながら、一応私どもとしては来年度、4月以降も半年程度はつけていただくように要望はしたいと思っておりますけれども、子供さんの状況次第で最終的に判断をしたいというふう

に思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

37ページの需用費の消耗品費の図書券・小中学校図書購入用1,000千円ですけれども、これは寄附金だと思いますけど、この内訳を教えてくださいませんか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

議員御意見のとおり、この予算につきましては寄附金を充てるものでございます。この内訳ということでございますけれど、まず、学校は小学校8校、中学校4校ということで、12校ございます。そのようなことで、均等割ということで1校にまず25千円ずつ、そして、あとの残りでございますけれど、これを人数割ということにしております。したがって、均等割の分は25千円で12校で300千円でございます。したがって、700千円を人数割ということで考えていきますと、五町田小学校で78千円、この分につきましては、まず25千円まで加えたところで申し上げますけれど、五町田小で78千円、久間小で98千円、塩田小で63千円、それから、嬉野小で168千円、轟小で90千円、大野原小で33千円、吉田小で59千円、大草野小で74千円、これで小学校の合計が663千円となります。それから、中学校のほうですけれど、塩田中で124千円、嬉野中で141千円、大野原中で29千円、吉田中で43千円、合計で337千円、トータルで1,000千円ということでございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

図書の充実ということで、こういう形で1,000千円の寄附金でというのは非常にありがたいことだと思うんですけども、実際、今教育現場において各学校、図書の充実ということで相当入れかえ等もあると思うんですけど、そこら辺について、現状は不足しているということだと思うんですけど、そこら辺についての予算の組み方というか、今後の図書の充実ということについてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

図書の充実ということでございますけれども、図書の充実については、できるだけ図書費

の確保をしたいというふうに思っております。何せフレーム予算でございますので、必要経費等が引かれた後、どうしても後に回ってきている現状もありますので、各学校の充足率というのでしょうか、それにおいて小学校は90%近く、それから中学校が85%程度ということでございますので、そこを償却をすれば、棄却をすればまた落ちるわけでございますので、実際としては非常に古くなってきておりますので、こういう寄附をいただいたときに十分反映をさせていきたいというふうに思っております。

今後、ぜひ朝読書も今推進中でございますので、しかもことは国際読書年でございますから、そういった意味で読書活動については前向きに今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。田中議員。

○11番（田中政司君）

教えていただきたいのを1点。30ページの農地利用集積事業で補助金が1,000千円ということであるわけですが、この事業、農地利用集積事業ですね、これとですよ、要するに当初予算で農地保有合理化促進対策事業があったわけですが、ここら辺との関連性といいますか、これは集積事業、あつちは流動化対策というか、そこら辺の事業だったと思います。そこら辺の関連性をまず教えていただきたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

産業建設課長。

○産業建設課長（松尾龍則君）

お答えをいたします。

まず、農地利用集積事業につきましては、新規事業で今度補正でお願いしているということでございますけど、この農地利用集積事業と申しますのは、去年の12月15日でしたか、農地法などの改正がございまして、それに伴いまして、この農地利用集積事業という事業が新たになっております。かいつまんで申しますと、その形態ですね、農業者の方などが農地を使いやすくするように農地を面的にまとめていくと、この点につきましては農地利用促進事業ですか、それと何ら変わりはありませんが、ただ、農業経営基盤促進法で言います基本構想も農地法改正によりまして一部改正があったということございまして、農地利用集積円滑化事業というやつが創設をされております。それで、その農地の貸し借りを仲介する組織であります農地利用集積円滑化団体というやつが新たに設けられまして、その代行業業といえますか、それを行う事業主体ですが、それは佐賀県農業協同組合が行うというふうに変っております。

そういったことございまして、この農地利用集積円滑化事業の中身といたしましては、

農地所有者の代理事業、それから農地売買等事業、農地集積事業につきましては、期間6年間以上の利用権が設定されました農地の面積に応じまして反当たり20千円の交付金を補助するという事業でございます。それと同じように、その農地の利用調整を行うための推進員を設置する場合には、その活動費を助成するために推進員の設置費を補助するということとございます。それともう1つが、農地利用集積円滑化事業を推進いたしますために関係農業者団体との連絡調整とか、あとは農業者に対する普及啓発活動に要する経費に助成する事業ということで、市町村活動推進事業という3つの事業から成り立っております。先ほど申しました農地保有合理化促進対策事業とどこが違うかといえば、ちょっと長くなりますが、簡単に申しますと、今までの従来の農地保有合理化促進対策事業といいますのは、今までは農地を貸すほうが相手、借りるほうを指定しておりました。だれだれさんに貸しますよという制約といいますか、しておりましたが、この農地利用集積事業につきましては貸される相手方を選定しないという、俗に言います白紙委任ですね、それをJAさんのほうに契約をいたしまして白紙委任をします。

なぜかと申しますと、この利用集積をする場合に農地を効率的に使うためにまとめていくという新しい事業でございます、集積するためにこの地区はこの人に集積をしますよというような計画書といいますか、そういったやつを円滑化団体、ここで言います農協ですが、農協さんがつくっていただきまして、その方に地区の農地は全部お任せするという事業でございます、そのあたりが少し前の農地保有合理化促進対策事業とは違っておる事業ということで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

御理解をいただきたいといっても、なかなか難しゅうしてわからんとですけど、実際、何を言いたいかというと、農地保有合理化促進対策事業というのは、以前ずっと県からの予算のあいよったですもんね、県の補助金。たしか今年度から県は出しとらんとですよ、と思えます。ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）というのは、要するに農地保有合理化促進対策事業で今までであったやつを今年度に限っては、いわゆる佐賀県農協さんがやる事業に対して市が単独で補助をやっているんですね。一般財源から出しているんですね。農地保有合理化促進対策事業というのは、要するに今までやっていたやつは1,950千円の事業費に対して、農協が1,000千円と、そして市が900千円出して、そして推進員さんというのを1人置いてやっていたわけですよ。そして、その推進員さんが貸し手と借り手とおんしゃつとばってん、要するに農地を貸してもいいですよという人のところに回って、もう相手はそこで決まっておったわけですね。だから、相手が決まっておってやっていた事業を今度はこうい

うふうに変えますよというふうが多分なつたと思うんですが、じゃあお聞きをしますが、農地保有合理化促進対策事業というそのもともと今まであった事業を今継続しながら、こっちをやるわけですね。じゃあ、来年度あたりこっちの事業はどういうふうになっていくのかですよ。それで、今回ここでダブってくるわけですね、推進員さんというのが。だから、別の推進員さんというのがいらっしゃるのか。今回の事業をやるにして、これも同じ農協さんに対して推進員さんをつくられるわけですよ。だから、ここで新たに推進員さんというのがまた別におられるのか、それと、前回の合理化促進対策事業でおられる推進員さん、この方が今年度で終わりになるのか、そこら辺を含めて。

○議長（太田重喜君）

産業建設課長。

○産業建設課長（松尾龍則君）

お答えをいたします。

今の農地利用集積推進員さんがダブっていいか、それとも別のものかという御質問でございますが、それにつきましては、両事業ともダブってもいいということでございます。なぜかと申しますと、あくまでも農地利用集積事業と申しますのは、白紙委任をされた農地についてのみの事業ということで、農地集積推進員さん、前に申しました農地保有合理化促進対策事業の推進員さんですね、今現在おられる推進員さんと今回新たに農地利用集積事業につきま利用集積員さんにつきましては、白紙委任された農地についての集積のお話し合いですね、そういったやつと分けていただくと。例えば、どこどこでこういうふうなことを何時間やりましたということで、中身で分けていただければ農地利用集積員さんと農地利用集積推進員さんはダブってもいいということでございます。

それと、さきの農地利用合理化促進対策事業と、もう1つが今回出ております農地利用集積事業と、当分の間は並行していく、両方をお願いすると。なぜかといいますと、当初説明申し上げましたとおり、農地利用合理化促進対策事業、今まであります事業については相手方、借りられるほうも指定をするというふうなことでございますので、それはそれで生かしていくと。今回、農地利用集積事業と申しますのは、あくまでも農協さんが事業主体になっていただきまして、白紙、何回も申しますが、相手方を決めない。農協さんの円滑化団体と申しますけれども、そこが計画をいたしました利用集積でもって農地集積をするということで、相手方を決めるか決めないかによって、この2つの事業があるということで、当分の間は並行して行っていくと思っております。

それと、農地利用集積事業につきましては、4月1日から3月31日までという事業でございますので、今ここに補助金1,000千円お願いしておりますが、これが3月までで1,000千円を使い切らなかった場合につきましては補助金を返還するという事業でございますので、3月におきまして、再度、実績に合わせまして補正が出てくるものと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

では、同じく30ページ、9目、ストックマネジメント事業についてお尋ねします。

なかなか、これ聞きなれない事業でありまして、事業の説明を見てもみたら、一応新規事業ということになっています。それで、できればその辺の説明をお願いします。

○議長（太田重喜君）

産業建設課長。

○産業建設課長（松尾龍則君）

お答えを申します。

今議員が申されましたように、新規事業でございます。この地域農業水利施設ストックマネジメント事業と申しますのは、新たに本年度より県に要望しておりましたところ、ようやく採択を受けまして、第1期目が平成22年から26年まで、そういったことで事業が採択されたということでございます。

そういったことございまして、この地域農業水利施設ストックマネジメント事業と申しますのは、団体営事業などで造成されました農業用施設、それが長年、経過年数がたちまして老朽化していくということで、今後急速にその老朽化が増加するというございまして、その施設の有効利用を図るために施設の機能を効率的に保全していくことが求められておるとございまして、コストの最小化や財政負担の平準化を図るために、施設の状態に応じましたきめ細かい対策を講じるという事業でございます。似たような事業があと維持管理適正化事業という事業がございますが、それとは若干違いまして、維持管理適正化事業につきましては、5年間で拠出金と申しますか、それを積み立てるという事業でございますけれども、このストックマネジメント事業につきましては積み立てる必要がないという事業ございまして、補助金にいたしまして国が50%、県が15%でございます。それで、あと残りの35%につきましては、受益者の方と市で半分、分担金が17.5%、市が17.5%という事業でございます。対象施設といたしましては、排水機場とか、あと頭首工、それとか揚水機場、制水門などがこの事業の対象になっておるという事業でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

これが三瀬原制水門改修ということで、真上吉田、ちょうど洗切橋から上流100メートルぐらいのところですね、現場が。それで、私も現場を見せていただきましたが、ちょうど上

流に向かって西側ですか、あそこの真上吉田地区の農業用の制水門のところの工事、両岩側から私は見たもんですから、あそこの鉄板ですかね、こうつくったところ。それで、これは幅1メートル、高さが1メートルというような理解をしていいのか、その辺と、それから、先ほど補助率について、ここの資料によれば3,900千円の県費2,340千円ということで、ちょうど60%になっておるですね。そいけん、その辺は積算の方法が違うのか、その辺の説明、2点お尋ねします。

○議長（太田重喜君）

産業建設課長。

○産業建設課長（松尾龍則君）

お答えをいたします。

まず、三瀬原制水門が1メートル掛け1メートルかということでございますが、議員見られたとおりでございまして、制水門につきましては、もうかなり古いということで、1メートル、1メートルと申しますのは、とめるといいますか、制水門の板といいますか、それですけれども、あと上のほうにあけ閉めするような施設がございます。ちょうど一体化しておりますが、それもすべて新品に取りかえるということで御理解をいただきたいと思います。

それと、あと3,900千円の予算といいますか、補助事業がどうかということで、今さっき国が50%、県が15%というふうに申しましたが、3,900千円のうちの3,600千円が補助事業に要する経費ということで、残りの300千円は単独費をつけさせていただいております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、前半の高さ1メートルというのは、あそこの現況に即して、あれ多分1メートルでは足りないと思うんですけれども、それはその中でよかとですね。それと、ここの内訳のところは県費として2,340千円というような内訳があるとですよ。さっき言われた国が50%とすれば、ただこれの入りとしては県に10分の6.5、65%とまとめてあつとですけど、その辺、2点お願いします。

○議長（太田重喜君）

産業建設課長。

○産業建設課長（松尾龍則君）

議員おっしゃるとおりでございまして、まず1メートル、1メートルと申しますのは、水をとめる板の大きさということで御理解いただきたいと思います。それと、あと財源の内訳ということでございますけれども、一応県費となっておりますが、農林水産省の補助金につきましては、県を經由してくると、補助金申請かれこれ県に申請するというので、国50%、

県15%となっておりますが、一応県費としておいただきすると、国から県のほうにその分については来るということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○15番（西村信夫君）

それでは、補正予算の主な事業の説明書からお尋ねしたいと思いますけど、15ページですかね……

○議長（太田重喜君）

予算書のページでお願いします。

○15番（西村信夫君）

そしたら、32ページです。

32ページの負担金、台湾観光誘客5市連携会議で1,500千円計上されておまして、事業の説明書におきましては、5市、佐世保、平戸、雲仙、嬉野、武雄の自治体がこの結成会議を開くわけですけれども、今現在、嬉野には台湾の観光客は何名ぐらい来ておるのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

今、外国人のお客様は韓国が一番多うございまして、韓国が年間3,000名ぐらい来ていただいておりますけれども、台湾が150名か200名ぐらい（341ページで訂正）ということで、韓国に比べると大分少ないということで、今回連携してお客様を呼ぼうということで、今回の予算をお願いしているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

今、台湾からは150名（341ページで訂正）ということで、韓国は3,000名ですけど、宿泊、日帰りコースもあるでしょうけど、その点、わかったら教えていただきたいと思います。

あわせて、自治体が一体となった西九州ルートを含めて取り組むべきだと思いますが、今回は佐世保、平戸、雲仙、嬉野、武雄という5市なんですけど、長崎とか、諫早とか、あるいは大村とかは入っていないわけですけれども、そのあたりも一体となった取り組みが必要ではないかなと私は思っておりますが、なぜこの5市で結成されたのか、その点をお

尋ねたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

まず宿泊の関係ですけれども、宿泊については、ほとんどが宿泊ということで御理解いただいていると思います。それと、なぜこの5市かということでございますけれども、もともと平戸市が台湾と姉妹都市を結ばれて交流されておりまして、平戸市さんからのお声かけがあったということでございます。御存じの方もいらっしゃると思いますが、当初、平戸市、佐世保市、雲仙市、武雄市の4市でこの連携をとっていこうというお話をされておりましたけれども、これは5月だったと思います。その後、嬉野市さんもぜひこれに参加されませんかということでお話があって、今回その5市になったということでございます。

また、長崎市とか諫早市とかというのは、また別のところでの連携をとっておりますので、今回、台湾の誘客に関してはこの5市になったということでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

それぞれ観光客の外国の人たちを誘客するということは、非常に観光地としても激化するわけですけれども、状況的にも調査してみれば、台湾の人たちは意外と北海道が非常に魅力的だということで数字も上がっております。九州では、特に阿蘇ですね、熊本県、鹿児島県も外国人の観光客が多いわけですけれども、そういう中で、こっちの5市の会議については、それに劣らない施策をこれからますます強化して観光客誘致に結びつけていただきたいなと思っております。

それで、予算額について、下のほうに22年度から24年度まで総事業費が7,500千円計上されておりました、その中で、現地招聘事業ということですが、集客難と思いますが、こういう非常に難しい字をここに書いてありますが、招聘事業というものは具体的にどのような事業なのか、その点お尋ねしたいと思います。あわせて、商談会というものがありますけれども、これは現地と商談するのか、5市で商談をしていくのか、恐らく外国との商談だと思いますけど、その事業の取り組みの内容を説明していただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

それと、済みません、議会のほうの提出ということでは、佐世保市を含めて今回5市連携ということにしております。これはまだ確定ではございませんけれども、今、佐世保市さん

が中国との誘客のいろんな事業をされておまして、台湾の誘客については、今非常に中国とのそういう事業を展開しているということで、少し敬遠されているというお話を聞いておまして、ひょっとしたら、佐世保市さんは表面立ってのこの連携には参加できないかもしれないという話もちょっとされております。これは、あしたまた正式な幹事会があってそれで決定しますけれども、もし佐世保市さんがだめということになれば、次は福岡市が、どうしてもあそこが入国の窓口になりますので、そちらのほうとの連携ができないか、そちらをちょっと今探っているところです。5市連携については、佐世保市さんがもしだめということになれば、福岡市さんに参加していただいて5市連携には変わらないんですけれども、構成団体がひょっとしたら変わる可能性があるということで、まずお知らせをしておきたいと思えます。

今、中国と非常に気を使わにやいかんような状態が出てきておりますので、表立って台湾という言葉で5市連携の中で出せるかどうかという議論もあしたの幹事会でまた正式になると思えますけど、ひょっとしたら名称も、台湾誘客じゃなくて、東アジアからの誘客というふうな言葉に変わるかもしれませんので、まずそれを御承知おき願いたいと思えます。

それと、事業の内容でございまして、まず商談会については、台湾のほうの現地で会場を借り上げて行うということになります。会場の借り上げ代とか、それから通訳の方、それから、ちょっとした飲み物、軽食を提供するというので、これを予算化しております。それと、商談会のもう1つが、台湾観光協会とか、また旅行代理店ですね、こちらへのセールス、こちらが商談会の中に含まれております。

また、現地招聘事業でございまして、これは今度は逆に台湾のエージェントさんたちをこちらのほうに招き入れるということで、5市ですので、5泊6日のコースをつくって来ていただくということになります。これを大体20名程度予定をいたしております。いろんな交通費、宿泊料金、それから食事代等が含まれております。あと最後に招聘事業についてはアンケート等、御意見をいただくという、そういうのもこの費用に入っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今るる御説明があって、内容的には連携をしていくということは十分理解をするんですけども、ただ、佐世保市さんが抜けるかもわからない、そのかわりに福岡市さんをお願いしているというふうに、そのあたりも流動的な要素がまだあるわけなんですけれども、仮に今言われたように、あしたの幹事会なんかで、要は佐世保市さんが抜けたと、福岡市さんも入らないとなったときに、仮に4市になった場合はこの負担金については増になると考えていいのか、それとも、あくまでも現在の1,500千円の負担金は変わらないと考えていいのか

ですね。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

今の段階では、言い出しっぺといいますか、一番当初のほうが平戸市長さんがそういった話を提案されたという中で、今回、先ほど説明がありましたように佐世保市さんが今の中国との関係で抜ける可能性が強いというふうなことで、福岡市さんとはある程度の確約をされているという情報を得ております。最終的には、あしたの幹事会で決定をされるということですので、5市には変動はないというふうに考えております。

そういった形で、今回、同じ1,500千円の負担金でございますが、あくまでもこの負担金につきましては、それぞれの地域の特性を生かしたことをPRして観光の誘客をするということですので、広域連携という形でありましたので、いろんな意見は出しましたが、負担金については平等という形で幹事会の中で結論が出たところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

あくまでも、もう5市は間違いなく連携ができるという感じを部長、課長もお持ちのようですので、そのあたりについては何とも言いません。ただ、5市が今後連携をする、佐世保市さんが福岡市さんにかわるにしてもですよ、そしたら、その5市の中で、結局事業内容ですね、PR宣伝事業とかなんとかありますけれども、こういう中で、やはりこの5市の連携のポスターであるとか、パンフレットであるとか、そういうものについても考えられているというふうに考えていいのかですね。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

パンフレットについては、5市共同で連携したものをつくっていかうということで確認をいたしておりますので、議員御発言のとおり御理解いただいていいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

確かに、広域連携の中で観光客誘致を図るということについては、私自身も理解をするわけなんですけれども、そういう中で、今現在、当初の補助金を使いながら、台湾、韓国エージェント等のアプローチをされておりますけれども、そこら辺との関連はどうなるのかということがまず第1点。そして、先ほど課長の答弁の中で5泊6日ということをお口にされましたが、それを本当に真に受けておられるのでしょうか。というのは、九州5市、5泊6日なら話はわかりますよ。この5市の5泊6日ということはあり得ないことですよね。そう思われませんか。そこら辺と、まずそれだけお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

観光協会、それから、お客さんをお迎えする側の連携ということでございます。今回5市連携の中には、各市の観光協会、それからコンベンションビューロー、それと県の観光連盟、これは佐賀県、長崎県、今度、もし福岡市さんが入られれば福岡の観光連盟も一緒にということでございますので、ただ行政だけの連携じゃございませんので、かなり綿密な連携をとっていけるとと思います。

5泊6日というコースでできるのかということでございますけれども、あくまで均等に負担をしていきますので、それぞれのところで宿泊をしていただくというメニューをつくらなくてはならないと思います。移動するだけでも福岡から嬉野だったら1時間ちょっとあれば届きますし、武雄と嬉野では十二、三分で届く範囲じゃないかということでございますけれども、武雄市さんは武雄市さんの宿泊で、県内のほうのいろんな観光ルートをつくっていただく、また嬉野はこっちの九州西部のほうと一緒にルートをつくっていくという、そういうふうなメニューを今からつくっていかにかいにかんということでございます。あくまでやっぱり5市だから5泊6日のメニューをつくっていかうということで今確認をしているところで

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

1回目に私がお尋ねをしたのは、今、観光協会、旅館組合の中で、先ほど申しましたようにそれぞれ台湾、韓国を通じてエージェント等にアプローチをされていると。これがあつたときに、今後についてそのことをまた独自に嬉野市だけでされるのかということでお尋ねをしているんですよ。そのことでもう一度お答えをいただきたいと思ひますし、私は、こういう細かいエリアの中でするのも必要かと思ひますけれども、それは別な形でしてね、もっと

広域的な、例えばさっき言ったように九州なら九州の何都市かで組んで、こういう連携協定の誘致客を図るといのは話がわかるんですよ。そのほうがね。だから、こういう形でいったときに、私はどうかすれば、平戸市は姉妹都市を締結しているのはわかっておりますし、そこに全部お客さんを吸い取られていってしまうんじゃないかと、究極的にはね。そういう感じがしてならないんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

今、市の単独として韓国を重点的に……（「台湾も行っている」と呼ぶ者あり）いや、去年の実績でいいますと、韓国を重点にやってきております。台湾も今御発言のとおり誘客の活動をやっているわけですが、その中で、やはり嬉野のPRで回っておりますので、今回、連携という形でもう一つ大きなエリアで誘客、PRができるのではないかと考えております。うちと同じようにそれぞれ平戸市さんもほかのところも独自でそういう誘客活動をやられておりますけれども、これを連携してもっとたくさんの方、要するにいろんな各地域のいいものを出していこうということで、今回連携していくということでございますので、その辺、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう一度、最後の確認ですが、これをしながら、なおかつ嬉野市では来年度も補助金をつけながら、独自の誘致活動をされていかれるということで、そのお答えをいただきたいということと、そして市長にお尋ねしたいのは、こういう広域的——これはもう広域とか私は言えないと思うんですけれども、こういう今後について、外国に対する誘致活動をするということについて市長としてのお考えを最後にお尋ねしたいと思います。

この資料の中に「東アジアからの誘客」という文言が入っている、これが当然、私は台湾じゃなくて冒頭にこれが入っていれば、ある程度納得をし、また、わかりもするんですけれども、こういう中で台湾だけに絞り込んだ形で、それを近辺周辺でやることそのものについては、私はいささか疑念を感じざるを得ないということです。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

うち単独事業と、それから広域連携での事業ということでダブリはしないかという話でござ

ございますけど……（「いや、来年からも市単独事業でやっていくのかということだけを」と呼ぶ者あり）両方ですか。（「台湾」と呼ぶ者あり）それは事業の中身を見てからということになりますけれども、台湾については、今回でお客様がことし来てもらえるということではありませんので、ことしは招聘事業までで終わりということになります。効果が出るのは来年ということですので、その辺、ちょっとお客様の状況を見ながら選別していかにかんと思えますけれども、事業としてダブるところがあれば、それはどちらかをカットしていくということになると思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この台湾及び韓国の海外客の誘致につきましては、ぜひ継続してやっていきたいというふうに考えておまして、その中の一つに西九州地域をPRするというふうな形での組織づくりというふうに今回考えておるところでございます。私ども、台湾につきましても以前から単発でもやってまいりましたし、ある程度ルートもですね、業界の方もお持ちでございます。しかしながら、なかなか成果として上がってきていないというのが現状でございます。私も何回か台湾に行きましたけれども、これはいろんな競合等もありまして、もう一つ嬉野という全体をPRする力が不足しているというふうに考えておりますので、今回の企画、また韓国、台湾、その他海外を含めた形での私ども単独の事業も当然継続してやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

今回は、今担当課長が申しあげましたように、西九州地域、主に5市が連携していわゆるゾーンとしての動きをぜひしていきたいということで、これから企画を組み立てていきたいというふうに考えておるところでございます。当然、友愛関係がつけられましたそれぞれのルートにつきましても、今後とも大切にしながら動きをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

39ページ。教育費、中学校費ですが、学校管理費の工事請負費について、事業の目的、効果、それから事業の内容、それともう1点、中学校費で予算計上しているその理由、3点をお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

15節の工事請負費でございますけれど、これは吉田小学校の校舎裏、中学校のバックネットがございますけど、その小学校の敷地からバックネットのほう、要するに中学校のグラウンドに接続する階段設置の工事費でございます。

目的ということでございますけれど、ことしの11月19日でございますが、吉田の小・中学校が連携をいたしまして、道徳教育研究の九州地区研究大会が開催されるわけでございます。そのようなことで、小学校、中学校相互に連携をとり、そういったことで利便性を図りたいというようなことから、今回この工事請負費に予算をお願いいたしておるところでございます。内容を簡単に申しますと、階段の幅は2メートル、現在、小学校の敷地から中学校のグラウンドの高さまで3.5メートル程度でございます。そのようなことで階段をつくりたいということで、今回補正としてお願いをいたしておるところでございます。（「中学校の経費、中学校費で上がった理由」と呼ぶ者あり）

中学校費ということございましたけれど、結局、小学校から中学校のグラウンドへ、そして中学校のグラウンドから幾らかフェンスに沿って校舎まで歩いていくところの舗装ということも考えたいというようなことでございましたので、中学校費に計上いたしたところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

じゃあ、中学校の部分の工事が率的に多いから中学校のほうに計上できたとして理解していいわけですか。それと、幅2メートル、高さ3.5メートルとすれば、長さがどれくらいになるのか、階段式とすれば何段ぐらいの内容になるのか、その辺、階段の何段は無理でしょうけど、大体長さとしてはどれくらいになるのかですね。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

最後のほうから答えますけれど、一応距離的には約7.8から8メートル程度だと考えております。（「階段の段数」と呼ぶ者あり）階段の段数ということにつきましては、正式に何段ということは、まず蹴上げを15センチ、それから、踏み面を30センチ、それから踊り場を1.5メートル程度と考えております。したがって、3.5メートルの高さでございますので、それをまず単純に2で割った高さが1つの段のところ、それから踊り場がありまして、またもう1つの段のところというようなことで考えておりますので、今のところ何段ということ

は控えさせていただきたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

先ほどの説明によれば、今の中学校のバックネットの裏、あそこはもう余裕がなかとですよ。それで塩田中学校とか嬉野中学校とか、生徒数もそう多くはない学校ですから、グラウンドの面積としてもそう広くはないし、そういうところにこういう階段はよかとでしょうけど、今言われた校舎へ向かっての通路とか、そういう整備もせんばいかんて思うとですよ。ちょうど川沿いぎりぎりにフェンスがあつて、その辺をどういふふうにつくられるのか。それと、先ほど道徳教育のために利便性のいいような通路ということで、これだけではなかつて思うとですよ。これだけの予算をしてね、現に今、小学校から中学校、プールが一番隅にありますから教室から行けばずっとプール沿いをつたって道路の下から細い通路を、階段を上がつて中学校に抜ける道がありますね。今のところ、小学校から中学校に行くのは、市道を除けば通路があるとですけど、そういう利便性のための今回の手すりつきの通用口といひますか、そういうのがあると思ひます。

それで、まず中学校のグラウンドのあの辺がちょっと窮屈になりはせんかなといひのが1点。それから、教育長にお尋ねしたいのは、やはり吉田の場合は小中連携といひのがもう何年も前から言われていひますし、近い将来、多分これで小学校、中学校の連携が、既に例えは小学校の英語の授業で中学校の英語の教師に見てもらつてみたりといひのがある。それで、近い将来、いよいよそういう学校の小中一貫といひのような正式な制度が始まるのか、その辺も含めて、あとのほうは教育長にお尋ねしひます。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

確かに、議員発言のように中学校に上つたところは広くありません。しかし、人間は十分行き来できるような幅はございひます。約1.2メートルから広いところは1.8メートルぐらひまで、手前のほうが広いですもんね。そして、ずっと向こうまでいひつて変圧器があるところまでコンクリートをぐつと張つていただくといひのようなことを想定しておひります。そうすると運動場側の野球場には何ら差し支えもございひません。木もひねることはございひせんし、そういうことをすることによつて、今、小中連携で吉田小中を旗振りの一歩先頭に組んでもらつていひるわけです。いひゆる将来、ずっと前に話がありましたけれども、小中一貫をするときに教師のソフト面の小中連携から取り組んでいひく必要があるといひうようなこととございひまして、そういう意味では、吉田を今後モデルにしたいといひうようなことと、小中連携の旗頭にといひう気持ちで思つておひります。

そういったことで、これまでもプールの先にはないわけではないわけです。ところが、雨が降った日はグラウンドがじゅちゃじゅちゃになって行けません。そうしたときは、今度は外側に道路に出て動いて回ると、公道を行かなくてはならないということもございます。そういう点でいくと、やはり今後、この機会に行き来しやすいような場所を通していただいておりますことによって非常にいいのではないかとということで、実は年度初めの予算をお願いをしていたわけですが、そこがちょっとのりませんでしたので、再度、この機会に口実としては11月19日に道徳の研究会が控えていると、いわゆる道徳の研究会も、小学校でしたり中学校でしたりということで、会員の方が行ったり来たりされるという状況もございますので、そういったこともあって、今回の議会をお願いをしているというところでございます。

今後については、先ほど申し上げましたように、そういった活用事例が考えられると思いますので、活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

先ほどの32ページの質問に対する答弁の中で、訂正の申し入れがっております。これを許します。観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

済みません。議長のお許しをいただきましたので、発言の訂正をさせていただきます。

西村議員の御質問の中で、台湾からの宿泊のお客様の数ですね、私200名程度と申し上げましたけど、21年度の観光動態調査では400名ということになっております。おわびして訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（太田重喜君）

続けます。西村議員。

○15番（西村信夫君）

それでは、32ページの観光施設費ということで、委託料を164千円、百年桜の土壌改良費ということで計上されておまして、説明書では16ページになりますが、嬉野市の観光スポットとして百年桜というのが非常に今あちこちから観光客が多いということで伺っておりまして、私も1回行きまして、非常に見どころのある大きな桜だなと思っております。

それが最近になって衰えてきたということで、土壌改良をするということで計画されておりますけれども、その予算額について、必要資材15千円、そして樹木医ですね、お医者さんですか、81千円、そして補助員が68千円と計上されておりますけど、具体的にこれは10年事業でされるわけですが、この事業についての補助員は何名ぐらいされるのか、そしてまた、樹木医は年間何日ぐらいの先生なのか、その点まで詳しく示していただければと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

百年桜の樹勢回復でございます。今回、樹木医さんは大体5日でございます。これはきちんとした免許を持っておられる方です。それと補助員が1名の5日でございます。ことしの施業については5日ということになります。中身については、穴を掘って土壌改良剤を入れて、樹根ですね、根から養分を吸って樹勢を回復するというところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そしたら、桜は3月下旬から4月にかかるわけですが、その間にされるわけですが、22年度は掘削をされるわけですが、どのような掘削を行われるのか。例えば、あそこの五町田、鳥坂地区の味島神社のシイの木ですね、あれは以前、こういうふうな土壌改良をして、今非常に根づいて勢いよくなっておりますけれども、もう1つは、あそこの楠風館のクスノキも改良されよるわけですが、そういったように改良されていくのか、その点を具体的に教えていただければと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

穴を掘るわけですが、これが大体、大きさは10センチ丸に深さが30センチの円形型に掘って、そこに改良剤を埋めていくということになります。ことが50か60個ですので、最終的には600から800ということで、これは10年近く地道にやっていくということになります。これをいつやるかということですが、これはすぐにでもしたほうがいいということですので、予算をお願いできたらすぐ取りかかりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

百年桜はそういった元気をつけて、勢いよく観光スポットとしてなるのを期待しておりますけれども、これはあわせてですが、百年桜の周辺については非常に駐車場の問題も求められるんじゃないかなと思いますけれども、駐車場がないということですが、このあたりは執行部はどういうお考えなのか、あそこは駐車場のなかけん、うちの土地ば今遊んどっけん提

供してよかばいというような人もいらっしゃいますので、あそこの周辺整備については今後の計画としてどのようにお考えなのか、その点まであわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

時期になりますと、駐車場というよりも大型車が来ておりますので、まんぞく館のほうにお願いしてしてもらったりしております。上のほうもちょっと急勾配を上がっていかにかいかんということで、道が狭いということで、上のほうに駐車場ありますけれども、お客さんが多いときは不足するというので、そういうお方がいらっしゃったら、どこがいいところがあれば探したいとは思っておりますけど、ただ、駐車場も余り近くですと、逆に樹根にも悪いという話もいただいておりますので、その辺も全体的に見ながら整備を考えないと、逆に樹木にまた損害といえますか、与えたらいけないと思いますので、その辺、全体的に考えながら駐車場の整備も必要かと考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第13款、予備費までの質疑を終わります。

次に、44ページ、給与費明細書補正から46ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正までの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正までの質疑を終わります。

これで議案第57号全部の質疑を終わります。

次に、議案第58号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）、全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第2号）、全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

確認をさせてください。69ページ、この共済費の嘱託職員さんの分、これは雇用保険の率の変更に伴うというような形で御説明を受けたわけなんですけれども、そのあたりは間違いがないのかどうか。もし率の変更ということであれば、ほかのところにも嘱託職員さんはいらっしゃっているわけですよ。なぜこの公衆浴場の分だけがこういうふうな率の変更が生じたのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

今回、雑入のほうでも雇用保険の個人負担分ということで補正をお願いしております。これは説明を申し上げますと、率の変更もあっております。事業主負担及び個人負担を合わせて、1000分の11が両方で1000分の15.5ということになっておりまして、ただ、うちの公衆浴場の特別会計のほうでは、この負担金を個人負担分、事業主負担分それぞれがそれぞれで負担するという予算計上をしておりまして、今回、個人負担分の事業主負担でとりあえず全部支払うと、その後で個人分については雑入に受け入れるということにしましたので、このような補正ということになります。雑入が今回補正でお願いしたということです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。とりあえず、今回率の変更もあっているわけですよ。1000分の11が1000分の15.5ですよ。ということは、個人負担分については理解はしたんですけども、この率の変更は他のところの嘱託職員のほうには影響ないんですか。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩します。

午後2時36分 休憩

午後2時36分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

本庁総務課長。

○本庁総務課長（中島直宏君）

お答えいたします。

ただいまの共済費につきましては、総務課におきましては複数の共済費が発生しておりますけれども、これにつきましては、後ほどまとめまして整理をさせていただいた段階で、12月補正等での補正をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号 平成22年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）、全部について質疑を行います。質疑ありませんか。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

水道事業の補正予算書、私の勘違いなのかなと思うのですが、この中には3,514千円の収入と、それから920千円の収入とあって、支出のところが記載されてなかとですけれども、この辺がどういうことなのか、説明をお願いします。

○議長（太田重喜君）

水道課長。

○水道課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

3,514千円は、高料金の確定に伴い補助金の増でございます。この分と、資本的収入920千円は、資本的収入ですので、これは全体的な補助金の留保資金に入れていきますので、支出はありません。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それで、一般会計3,514千円の用途はどうなるんですか。920千円は留保資金にそのまま入るわけですか。一般会計補助金というのは、入りだけあって出がないというのは、例えば、保留金にしますとか、そういう説明がなからんばいかんとじゃなかかなというのと思うのですが、入りだけあって出がないというのは、出の使い道はどうなるのかなというの。ち

よっとこれだけの資料ではわからんやっただもんですから。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩します。

午後 2 時40分 休憩

午後 2 時40分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

水道課長。

○水道課長（一ノ瀬良昭君）

お答えします。

支出、収入関係は、普通は水道課の通帳に入っていきますので、その分については支出は計上しません。

以上です。（発言する者あり）企業会計の場合はですね。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第72号 嬉野市国民健康保険への損害賠償を求める訴えの提起についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号 嬉野市固定資産評価員の選任について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第73号の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程は、9月22日も議案質疑の予定でございましたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了しましたので、9月22日は休会といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、9月22日は休会することに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後 2 時41分 散会